

令和7年12月 井手町

12月定例会会議録

井手町議会

第 1 号（令和 7 年 1 2 月 1 2 日）

会 議 録

定 例 会

（開会）

令和7年12月井手町議会（定例会）会議録（第1号）

招集年月日

令和7年12月12日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 令和7年12月12日午前10時00分 議長 奥田俊夫

閉会 令和7年12月12日午後 3時30分 議長 奥田俊夫

応招議員

1番	木村	健太	2番	谷田	健治
3番	鎌田	隆宏	4番	小割	直彦
5番	田中	保美	6番	奥田	俊夫
7番	脇本	尚憲	8番	谷田	利一
9番	岡田	久雄			

不応招議員

なし

出席議員

1番	木村	健太	2番	谷田	健治
3番	鎌田	隆宏	4番	小割	直彦
5番	田中	保美	6番	奥田	俊夫
7番	脇本	尚憲	9番	岡田	久雄

欠席議員

8番 谷田 利一

会議録署名議員の氏名

1番 木村 健太 5番 田中 保美

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 森田 肇 議会書記 新田 純平

議会書記 小谷 光幸 議会書記 横田 雄大

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長 西島 寛道 副町長 脇本 和弘

教育長 中田 邦和 参 与 山之江 亨

参	与	片岡 美佳	理事兼学校教育課長事務取扱	木村 恵理
理事兼住民福祉課長事務取扱		花木 秀章	理事兼税務課長事務取扱	木田 ゆかり
理事兼こども家庭センター所長事務取扱		堀 忍	総務課長	平間 克則
安心・安全推進課長		菱本 嘉昭	企画財政課長	高江 裕之
会計管理者・会計課長兼務		岩村 恭子	保健医療課長	中谷 誠
高齢福祉課長・ 地域包括支援センター所長兼務		坂井幸一郎	保健センター所長	畑中 博之
建設課長		辻井 祐介	産業環境課長	奥山 英高
上下水道課長		仁木 崇	同和・人権政策課長	西島 豊広
いづみ人権交流センター所長・ いづみ児童館長兼務		林田 夕加	社会教育課長・ 山吹ふれあいセンター所長・図書館長兼務	寺井 佳孝
学校給食センター所長		梶田 篤志	企画財政課参事	吉岡 正博
学校教育課参事		北川 拓男		

議事日程

別紙のとおり

会議に付した事件

別紙のとおり

会議の経過

別紙のとおり

令和7年12月井手町議会定例会

議 事 日 程〔第1号〕

令和7年12月12日（金）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 一般質問
- 第5 報告第10号 専決処分の報告について（工事請負契約変更）
- 第6 議案第66号 工事請負契約について同意を求める件
- 第7 議案第67号 工事請負契約について同意を求める件
- 第8 議案第68号 工事請負契約について同意を求める件
- 第9 議案第69号 工事請負契約について同意を求める件
- 第10 議案第70号 工事請負契約変更について同意を求める件
- 第11 議案第71号 工事請負契約変更について同意を求める件
- 第12 議案第57号 井手町人権尊重のまちづくり条例制定の件
- 第13 議案第58号 井手町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件
- 第14 議案第59号 情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例制定の件
- 第15 議案第60号 井手町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第16 議案第64号 令和7年度井手町一般会計補正予算（第4回）
- 第17 議案第65号 令和7年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計補正予算（第2回）

議事の経過

議長（奥田俊夫） 皆さん、おはようございます。早朝からのご参集、ご苦
労さまでございます。

本日の会議に、谷田利一議員から欠席届が出ておりますので、ご報告申し
上げます。

ただいまから令和7年12月井手町議会定例会を開会し、直ちに本日の会
議を開きます。

さて、本日、西島町長より12月定例町議会が招集されました。各議案に
つきまして、慎重にご審議を頂きますとともに、円滑な議会運営が行われま
すようお願いを申し上げまして、開会の挨拶といたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番、木村健太
議員、5番、田中保美議員を指名いたします。以上の両議員に差し支えのあ
る場合には、次の議席番号の方をお願いします。

次に、日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から12月22日までの11日間に
したいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12
月22日までの11日間に決定しました。

今期定例会に提出されております案件は、条例制定の件6件、令和7年度
補正予算2件、規約の一部変更1件、工事請負契約の同意案件4件、工事請
負契約変更の同意案件2件、専決処分1件、合計16件であります。

それでは、審議を行います前に、町長より挨拶並びに今期定例会に提出さ
れました案件の提案理由の説明をいたしたい旨、申出がありますので、これ
を許します。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 西島町長。

町長（西島寛道） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに12月定例町議会を招集いたしましたところ、議員各位にお
かれましては、年の瀬を控え、公私何かとご多用の中ご参集頂きまして、誠

にありがとうございます。

平素は町政進展のため絶大なるご協力を賜り、住民とともに深く感謝しているところでありまして、この機会に厚くお礼を申し上げます。

初めに、今週月曜日に発生した青森県東方沖を震源とする最大震度6強の地震により被災された全ての皆様方に心からお見舞いを申し上げます。

さて、10月から11月の2か月間は、町民体育大会や町文化祭など行事が集中しておりまして、住民の皆様の声を聞くことのできる大切な時期でありました。私も、この間、多くの住民の方々と接し、貴重な意見や要望を聞かせていただき、町政への期待の大きさを再認識することができました。また、私の基本姿勢であります「豊かな自然と利便性・快適性とが共存する新しいまち」の下、各種団体との懇談会を来年1月に開催する予定をしておりまして、これら住民の方々から頂いた多くの貴重な意見や要望を今後の町政に十分反映させてまいりたいと考えております。

それでは、今次定例会に提出いたしました議案第57号、井手町人権尊重のまちづくり条例制定の件についてほか15件の案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第57号から議案第62号までの6件は、いずれも条例の制定並びに一部改正であります。

議案第57号は、人権尊重のまちづくり実現のため、町及び住民等の責務を明らかにするとともに、あらゆる差別の解決に向けた体制の充実を図るための条例の制定であります。

議案第58号は、令和8年度から開始となる乳児等通園支援事業に対応するための条例の制定であります。

議案第59号は、令和6年度に実施したアナログ規制点検業務により見直しが必要とされた条項について、所要の見直しを行う条例の一部改正であります。

議案第60号は、地方公共団体情報システムの標準化に伴い、新たに個人番号の独自利用を行う事務について規定する条例の一部改正であります。

議案第61号は、山城多賀駅西側地区について、建築物の制限を一部見直す条例の一部改正であります。

議案第62号は、災害その他の非常の場合において排水設備等の工事が円滑に実施されるための条例の一部改正であります。

議案第63号は、城南衛生管理組合が構成市町以外の地方公共団体から委託処理を受けることを可能とするための規約の一部変更についてであります。

議案第64号は、令和7年度一般会計の補正でありまして、補正総額は4,362万7,000円の増で、補正後の一般会計予算は62億1,790万6,000円であります。

歳出につきまして、その主なものをご説明申し上げます。

まず総務関係では、まちづくり協議会が実施される事業の補助に46万円、本町が特定空き家等に認定している空き家1件が一部倒壊し、近隣住民に危険を及ぼしかねない状態となっていることから、周辺にお住まいの皆様の生命と財産、生活を守るために、当該空き家の除去に1,500万円それぞれ計上いたしますとともに、ふるさと応援基金に699万5,000円、法改正に伴って新たに創設される共同親権に対応するため、戸籍総合システム改修に210万1,000円それぞれ計上いたしております。

次に、民生関係では、事業の精算による返還金等に142万8,000円計上いたしております。

次に、衛生関係では、事業の精算による返還金等に156万6,000円計上いたしております。

次に、土木関係では、町営住宅南団地2号棟の受水槽の改修に1,100万円計上いたしております。

次に、教育関係では、学校施設の長寿命化を図るため、多賀小学校外壁改設計業務に400万円、IDEゆうゆうスポーツクラブが実施される事業の補助に45万5,000円それぞれ計上いたしております。

以上が歳出予算の概要でありまして、その財源といたしましては、寄附金699万5,000円、繰越金3,663万2,000円計上いたしております。

議案第65号は、令和7年度多賀地区簡易水道事業特別会計の補正でありまして、所要額を計上いたしております。

議案第66号から議案第69号までの4件は、いずれも工事請負についてでありまして、予定価格が5,000万円以上でありますので、地方自治法並びに条例の規定に基づき、工事請負契約を締結するに当たり、議会の同意を得ようとするものであります。

議案第70号及び議案第71号は、いずれも地方自治法並びに条例の規定

に基づき、工事請負変更契約を締結するに当たり、議会の同意を得ようとするものであります。

報告第10号は、地方自治法第180条に基づく専決処分でありまして、地方自治法の規定に基づき、議会に報告するものであります。

なお、人事院勧告に基づく給与条例等の一部改正とそれに伴う補正予算、及び国の施策に基づき、物価高の影響を受ける住民や事業者の皆様に対して必要な支援を実施するための補正予算につきましては、事務手続が整い次第、今会期中に追加提案したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上が本日提出いたしました議案等の内容でありまして、詳細につきましては、各担当よりそれぞれ補足説明いたさせますので、何とぞ慎重ご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます、私の挨拶並びに提案説明とさせていただきます。

議長（奥田俊夫） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から10月、11月分の例月出納検査結果報告が提出され、その写しをお手元に配付しておりますので、ご覧おき願います。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、日程第4、一般質問を行います。

一般質問通告書を提出された方は7名であります。質問についての発言時間はそれぞれ20分以内とします。

順次、質問を許します。

脇本尚憲議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 脇本尚憲議員。

7番（脇本尚憲） 7番、脇本尚憲です。

通告に基づき、私から2点質問させていただきます。

大きく1番、移住・定住促進に向けた本町の考え。

近年、全国的に少子高齢化や人口減少の進行が問題となる中で、本町においても同様の傾向が見られます。

これまでから、人口は年々減少傾向にありましたが、特に最近では、若者や子育て世代の町外への転出が続いていることから、地域コミュニティの担い手不足や地域経済の縮小、ひいては町の「持続可能性」にも影響を及ぼす

ことになるのではと懸念しています。

一方で、本町は豊かな自然環境や歴史的資源、そして京都、奈良といった都市圏へのアクセスのよさなど、他の地域にはない強みを有しています。

これら地域資源を町の施策の中で上手に生かし、町外から移住・定住を希望される方々を呼び込むことができれば、町の活性化につながると考えます。

しかし現状では、住宅供給や空き家の利活用等で受皿が十分に整っているとは言えず、「住みたい町」として選ばれるための環境を整備するには、課題を整理する必要があるのではないかと感じています。

今後、本町が持続的に発展し、若者世代が安心して暮らし、子どもを育て、地域との関わりを持ち続けられるまちづくりを進めるためには、これまでの取組を検証しながら、より実効性のある移住・定住促進に向けた施策を進めていくことが必要と考えます。

そこで、次のことについて質問します。

①本町では、これまでから空き家・空き地バンク制度や移住促進イベントの参加など、移住・定住のために様々な取組を行ってこられました。現状の課題をどのように分析されているのか。また、これからの移住・定住促進事業において、町としての方向性や将来像をどのように考えておられるのか。

②若者や子育て世代が町内に住み続ける、または新たに転入するためには、手頃で魅力的な住環境の確保が不可欠です。空き家の再生やリノベーションに対する支援、町営住宅の活用など、今後、住宅施策の拡充に向けて、何か具体的な事業を検討されているのか。

大きく2番、女性消防団員を支援するための取組。

現在、全国的に消防団員の確保が大きな課題となっています。

少子高齢化や働き方の多様化により、地域の防災力を支える人材の確保が難しくなっている中で、女性の消防団への参加が注目されています。女性ならではの視点や能力を生かした活動は、防災啓発や地域の安心・安全づくりにおいて、重要な役割を担うものだと考えます。

私も現役消防団員ですが、女性消防団員が活躍できる機会は、数多く存在するのではないかと思います。

また、家庭や仕事との両立支援、現団員や地域理解の促進など、女性が安心して消防団活動に参加できる環境を整えることは、結果として地域全体の防災力強化にもつながります。

しかしながら、全国的には女性消防団員の割合は依然として低く、活動内容や体制、装備や環境の整備などの課題も少なくありません。

本町でも、今年から女性消防団員の募集が開始されましたが、今後本町がより多様な人材を受け入れ、持続可能な消防団体制を構築していくためには、全国各地で活動されている女性消防団員の現状を正しく把握し、その活躍を支援する取組が重要であると考えます。

そこで質問します。

①本町における現在までの女性消防団員の募集や入団、相談状況は。

②想定されている女性消防団員の活動内容は。

③今後、女性消防団員を増やすためには、どのような課題があると考えているのか。

④女性消防団員の活動を後押しするための支援策を町として何か支援策を考えておられるのか。

議長（奥田俊夫） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 西島町長。

町長（西島寛道） 私からは、1点目の二つ目についてお答えいたします。

まず、本町の住宅施策として、現在、空き家バンクの運営により既存空き家の利活用が進んでいることから、引き続き、空き家再生支援事業に取り組んでまいりたいと考えております。

また、ご承知のとおり、現在、国道24号城陽井手木津川バイパスの整備が進められており、沿道サービスや住宅適地の拡大など本町の発展に大きく寄与するものと期待をしておりますが、整備をただ待っているだけでは人口減少は進んでいくと思われますので、若者世代、子育て世帯などのニーズに応えるべく、一歩ずつでも着実に充実した事業に取り組むことが重要であると考えていることから、現在、移住・定住につながるような住宅施策等について、国や京都府の支援制度をはじめ、近隣自治体の取組や先進的な事例などを確認しながら、来年度予算反映すべく検討しているところであります。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 高江企画財政課長。

企画財政課長（高江裕之） 1点目の一つ目の移住・定住のために様々な取組を行ってきた中で、現状の課題をどのように分析しているかにつきまして

は、全国的に地方移住への関心が高まっている状況の中、移住・定住相談窓口や移住促進イベント等において他府県から多くの方々が来場されており、移住・定住に際して相談窓口にてお話を伺いますと、人それぞれに求められていることが細かな点で異なり、多様なニーズがあることや若者世代や子育て世帯からは本町の充実した子育て支援や教育環境を知らなかったという声があるなど、必要とする方に必要な情報が十分に行き届いていない状況も見受けられることから、情報発信の工夫が課題であると考えております。

このような認識の下、本町の暮らしや子育て支援施策等について分かりやすくまとめた「子育てLife Book」を作成し、相談窓口やイベント等に来られた方へ配布するとともに、昨年度にはLINEやInstagramといったSNSを活用した情報発信も行っているところであります。また、今後は、京都府の移住促進事業等を活用しながら、情報発信力や移住・定住支援施策の充実にも努めるとともに、移住・定住を希望する方々へ様々な角度からアプローチしていけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 菱本安心・安全推進課長。

安心・安全推進課長（菱本嘉昭） 2点目の女性消防団員を支援するための取組についてであります。一つ目の本町における現在までの女性消防団員の募集や入団、相談状況につきましては、地域防災体制の強化や災害対応能力の向上を目的に、本年10月からホームページや町公式LINE、「広報いで」への掲載、文化祭でのチラシ配布等で募集しており、現時点で女性1名から電話にて入団の条件や活動内容等についての相談がりましたが、現在のところ入団には至っておりません。

二つ目の想定している女性消防団員の活動内容につきましては、主に、火災予防パトロールや救命講習の普及指導等の啓発活動をはじめ、消防団の各種訓練・式典での運営補助や災害時及び長時間出動時における物資配給等の後方支援、避難所における運営補助などの活動を想定しております。

三つ目の今後女性消防団員を増やすための課題につきましては、各種訓練や昼夜を問わない災害現場等の対応など厳しい消防団活動のイメージがあることや、体力面などの不安要素が課題であると認識しておりますが、入団後において女性ならではの視点で過度に負担とならない消防団活動に従事していただくことが、女性消防団員の確保・定着につながるものと考えておりま

す。

四つ目の女性消防団員の活動を後押しするための支援策を町として何か考えているかにつきましては、現在のところ、主に「研修の充実」を考えておりまして、女性団員を対象とした情報交換、連携強化が目的の交流会や各種訓練などに積極的に参加していただくことにより、女性消防団員としてのスキルアップの支援に努めてまいりたいと考えております。

議長（奥田俊夫） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 脇本尚憲議員。

7番（脇本尚憲） 移住・定住の件ですけれども、先ほど町長の答弁の方からも若者世代というキーワードが出ましたが、移住・定住につきまして、町として若者世代に向けてインパクトのある新たな具体的な取組の考えはありますでしょうか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 脇本副町長。

副町長（脇本和弘） 先ほど町長が申されましたとおりに、一歩ずつでも着実に充実した事業に取り組むことが重要であるということでございますので、今後も引き続き、移住・定住の促進の施策については積極的に取り組む必要があると考えております。

なお、現在のところ、どのような施策を実施することというのを検討しておりますので、具体的に申し上げることは、今現在はできませんけれども、来年度までもう少し時間がございますので、議員ご指摘のとおり、若者世代などが本町に住みたい、住み続けたい、また転入しやすい町となるような効果的な住宅施策等について、一歩ずつ取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（奥田俊夫） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 脇本尚憲議員。

7番（脇本尚憲） 移住・定住につきましては、先進事例を参考にとということで話されてましたが、今回議員団の方でも先進事例を訪問させていただきまして、定住促進の成功例についても説明や資料を頂いており、理解を深め

ております。行政側からも一緒に視察に参加していただきまして、そこで意見交換をしたところでございます。引き続き、本町の喫緊の課題である人口減少をいかに食い止めるかということについて真正面から取り組み、定住や移住を考えている、特に若者世代に、若者言葉で言うと「刺さる」、こういう施策を行っていただくように期待しております。

消防団員につきましては、地域防災の要であり、住民の安心・安全を守る誇りのある存在です。女性が生き生きと活躍できる消防団は地域に安心と新しい活力をもたらします。町として、男女がともに支え合う地域防災体制の確立を目指し、引き続き積極的な取組を期待いたしまして、私の質問を終わります。

議長（奥田俊夫） 岡田久雄議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 岡田久雄議員。

9番（岡田久雄） 9番、岡田久雄です。

私からは、事前に通告しておりました大きく2点につきまして質問をさせていただきます。

まず1点目は、野良猫との共生社会の取組について質問をいたします。

「飼い主のいない猫でも、生きているのだから何かをしてあげたい」と思っている人がおられる一方で、「飼い主のいない猫は迷惑だ」と思っている人もおられます。地域には、猫が好きな人、嫌いあるいは苦手な人、無関心な人が混在して住んでおられます。

「望まれない命は作らない、作らせない。でも、生まれてきた命はできるだけ長生きさせてあげたい」、そんな気持ちを持つ人たちが、猫と地域の共生を目指して「地域猫活動」を進めるケースが増えてきています。

しかし、「地域猫活動」がただの「餌やり」になってしまうと、地域社会に新たな問題を起こしてしまうことになりかねません。猫に餌を与えるなら、少なくともふんの管理（トイレの設置や清掃）や子猫が増えないように避妊・去勢手術をするなどの対応に責任を持つことが重要となります。

餌をあげることが悪いことではありませんし、餌をあげないことが解決になるわけではないとも思いますが、猫が地域で嫌われ者にならないためにも、地域住民の中で意見交換をし、できるだけ多くの合意を得て、行政の理解の下、「地域猫活動」を進めていくことが問題解決につながるのではないかと考

えます。

そこで、次のことについて質問します。

①現在の動物愛護管理法では、動物虐待等に対する罰則はどのようになっているのか。

②本町では、野良猫問題をどのように考えておられるのか。

③近隣自治体では、飼い主のいない猫の避妊・去勢手術などに対し、助成を行っておられるところはあるのか。また、その実績は。

④本町には、現在、個人の責任において高額な野良猫の避妊・去勢手術を行うなどの「地域猫活動」をされている方がおられます。その方たちがボランティア団体を立ち上げ、活動をされた場合、町として避妊・去勢手術などに対し、助成を行う考えはあるのかお聞きします。

次に、自治体による「終活登録事業」について質問をいたします。

自治体による「終活情報登録事業」は、身寄りのない高齢者が病気や事故などで意思表示が困難になった場合に備えて、本人が緊急連絡先や遺言書の保管場所、かかりつけ医や持病・アレルギー等の医療情報、葬儀の生前契約やお墓の場所などの情報をあらかじめ自治体に登録するもので、登録完了後に交付される登録証を持ち歩いたり、分かりやすい場所に提示したりするなどして活用されています。

なお、登録された情報は、登録者が救急搬送時や亡くなった場合などに医療機関や警察からの問合せに対し、自治体が本人に代わって登録情報を開示することになります。

近年の単身高齢者の増加を背景に、全国の自治体で事業実施が徐々に進んできており、事業化に当たっては様々な課題があるとは思いますが、高齢者の将来の安心につながることから、これからの社会において大変重要な事業になるのではないかと考えます。

そこで、次のことについて質問します。

①本町には、現在65歳以上で身寄りのない単身高齢者は何人程度おられるのか。

②本町では、今まで身寄りのない高齢者が亡くなられた際、医療機関や警察からの問合せに対して、情報提供はどのようにされていたのか。また、親族がおられず、町が代わりに火葬を行った事例はありますか。

③「終活登録事業」を導入することについて、本町の考えをお聞きします。

以上、よろしくお願ひいたします。

議長（奥田俊夫） 答弁願ひます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 奥山産業環境課長。

産業環境課長（奥山英高） 岡田議員のご質問にお答ひいたします。

一点目の野良猫との共生社会の取組についてであります。一つ目の動物愛護管理法での動物虐待等に対する罰則につきましては、まず、愛護動物とは牛、馬、豚、綿羊、ヤギ、犬、猫、家ウサギ、鶏、家バト及びアヒル、その他、人が占有している動物で、哺乳類、鳥類または爬虫類に属するものをいい、その愛護動物をみだりに殺し、または傷つけた者は、5年以下の拘禁刑、または500万円以下の罰金、愛護動物に対し、みだりにその身体に外相が生ずるおそれのある暴行を加え、またはそのおそれのある行為をさせること、餌や水を与えずに酷使する等により衰弱させるなどの虐待を行った者は、1年以下の拘禁刑または100万円以下の罰金、愛護動物を遺棄した者は1年以下の拘禁刑または100万円以下の罰金となっております。

二つ目の野良猫問題に対する町の考えにつきましては、野良猫の過剰な繁殖による個体数増加や野良猫への無責任な「餌やり」により、猫のふん尿、悪臭や器物の破損といった地域の生活環境の悪化や住民間のトラブルが生じているなど、様々な課題があると認識していることから、本町といたしましては、引き続き、京都府山城北保健所や京都動物愛護センターと連携しながら、無責任な「餌やり」に対する啓発活動や訪問など、人と動物の共生する社会の実現を目指して取り組んでまいりたいと考えております。

三つ目の近隣自治体の猫の避妊・去勢手術助成状況につきましては、宇治市、城陽市、京田辺市、八幡市、木津川市、久御山町、南山城村にて実施されており、令和6年度の助成実績は、宇治市113件、城陽市72件、京田辺市17件、八幡市187件、木津川市59件、久御山町24件、南山城村54件であります。

四つ目のボランティア団体を立ち上げ、活動された場合の町としての避妊・去勢手術などに対する助成の考えにつきましては、地域の合意形成の下実施される保護活動については、動物愛護や地域の生活環境の向上に資するものと考えられることから、本町においてどのような取組が効果的であるのかも踏まえ、近隣自治体の状況や先進的な事例も確認しながら検討してまい

りたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 坂井高齢福祉課長。

高齢福祉課長(坂井幸一郎) 2点目の自治体による「終活登録事業」についてであります。一つ目の本町の65歳以上で身寄りのない単身高齢者数につきましては、現在のところ総数は把握しておりませんが、地域包括支援センターで実施している高齢者宅への訪問活動にて身寄りの有無を含めた把握に努めており、それらの情報を踏まえながら対象者との関係づくりや日常生活の相談など支援に取り組んでいるところであります。

二つ目の本町における身寄りのない高齢者が亡くなられた際の情報提供につきましては、墓地、埋葬等に関する法律及び行旅病人及行旅死亡人取扱法に基づき、警察などに情報提供を実施しております。なお、町が代わりに火葬を行った事例はございません。

三つ目の「終活登録事業」の導入につきましては、必要な情報が支援関係者に伝わり、本人の意思を尊重した対応が可能となることにより高齢者の安心につながる一方で、導入している自治体においては、例えばかかりつけ医や緊急連絡先の電話番号が最新のものになっていないなど、登録に関する制度運用に改善が求められる点もあることから、当該事業の導入については慎重に検討する必要があると考えております。

また、国において、身寄りのない高齢者の入院、入所、死後の手続を支援する新たな仕組みについて、社会福祉法を改正する動きも見られることから、それらの動向も注視しながら、本町における支援の在り方を検討してまいりたいと考えております。

議長(奥田俊夫) 再質問ございませんか。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 岡田久雄議員。

9番(岡田久雄) 質問というよりも要望という形でさせていただきたいと思っております。

飼い主のいない猫を勝手気ままな飼い主のいない猫として放置するのではなく、猫の嫌いな人にもある程度許容してもらえ、地域猫としての一定の管理をして見ていこうと、将来的には飼い主のいない猫を減らそうというのがこの地域猫活動の目的でございます。飼い主のいない猫の繁殖を抑制して、

人と動物の調和が取れた共生共存社会の実現と住民の快適な生活環境を保持することを目的に、飼い主のいない猫の避妊・去勢手術等、耳カットを行う手術もあるんですけども、それをやっているものであります。

地域猫の考え方には、住民の皆さんのいろんなご意見があると思いますが、動物愛護の観点からこのような地域猫活動があることをまずは行政として広く住民の方に知っていただくよう、京都府発行のパンフレットなどを十分活用されまして、今以上の周知をしていただくことを要望させていただきます。あわせまして、助成金につきましては、先進地の事例を研究していただきたいというふうに思いますし、ぜひとも検討ではなく、前向きに検討していただきますようお願いしたいと思います。

この「地域猫活動」をされている方は、本当に1人で何匹もの去勢手術をされて、大変大きな金額を自己負担されていますので、切実な要望もありますので、ぜひ前向きな検討をしていただきますようよろしくお願い申し上げます。まして、私の質問を終わります。

議長（奥田俊夫） 小割直彦議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 小割直彦議員。

4番（小割直彦） 4番、小割直彦です。

議長より発言の許可を頂きましたので、通告に基づき、一般質問をさせていただきます。

質問事項。橋本橋周辺の整備について。

橋本橋は、石垣区を流れる玉川堤の桜並木のほぼ最終地点となる橋ですが、その周辺には、「井手町まちづくりセンター椿坂」や「宮本水車記念碑」など、町の重要な観光スポットが点在し、「井手町ふるさとガイドボランティアの会」の案内コースの一部にもなっています。

しかし、景観や見通しの問題、遊歩道化や桜並木の延伸など、その周辺整備については、まだまだ検討を行う余地があるのではないかと考えます。

例えば、「宮本水車記念碑」は、歴史ある水車の跡地に建立されていますが、記念碑自体も汚れ、もっと周辺を整備する必要があると思います。

平成27年には、過去の水車をしのいで「足ふみ水車」を改造し、「井手町まちづくりセンター椿坂」の近くに設置されていましたが、劣化が進み、観光客の方々になかなか趣旨を理解していただけないのではないかと懸念して

います。

また、橋の西側に杉林がありますが、見通しが悪く、交通安全の面で影響を及ぼし、景観も損ねていると感じます。

玉川堤沿いに整備された職員駐車場近くでは、遊歩道の途中に雑草が生い茂り、通行が困難な状況になっています。

そのため、地域住民や観光客の方々の安心・安全の確保や現在全国的な問題となっている熊対策のためにも、雑草の草刈りなどについて、町として優先的に取り組む必要があると考えます。

そこで、次のことについてお尋ねします。

①「宮本水車記念碑」付近や玉川堤沿いの杉林の維持管理について、町としてどのように考えておられるのか。

②今後、橋本橋周辺の整備を検討されているのか。

③橋本橋より上流の玉川さくら公園方面の川沿いにも桜を植樹し、桜並木を延伸する計画はないのか。

以上です。

議長（奥田俊夫） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 奥山産業環境課長。

産業環境課長（奥山英高） 小割議員のご質問にお答えいたします。

橋本橋周辺の整備についてであります。一つ目の「宮本水車記念碑」付近や玉川堤沿いの杉林の維持管理における本町の考えにつきましては、ご指摘の杉林が植樹されている土地は個人所有であることから、所有者にて維持管理をしていただくものと考えておりますが、当該地周辺は、「まちづくりセンター椿坂」や桜並木をはじめ、本町の観光スポットが点在している地域であることから、まず、井手町環境保全条例にて規定しております自然を愛し美しい緑の郷土づくりの推進を図るため、その所有または管理する土地の樹木等の育成、保護への努力義務について広く地域住民に周知してまいりたいと考えております。

三つ目の橋本橋より上流の玉川さくら公園方面の川沿いに桜を植樹し、桜並木を延伸する計画はないのかにつきましては、現在のところ、本町において計画はなく、また、関係団体などからも具体的なお話は伺っておりませんが、桜並木とヤマブキは本町にとって貴重な観光資源であることから、今後、

玉川の魅力をさらに高め、これらの観光資源を活用していく方策について、河川管理上の観点や日常的な維持管理等の在り方も含めて、河川管理者である京都府及び地元の関係団体などのご意見もお聞きしながら研究してまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 辻井建設課長。

建設課長(辻井祐介) 二つ目の今後の橋本橋周辺の整備につきましては、「玉川さくら公園」や「まちづくりセンター椿坂」、「テオテラスいで」など、現在ある観光施設を一つの周遊エリアとする道路を整備することにより、本町の交流人口の増加につながると考えておりますので、「玉川さくら公園」の堤防沿いや玉川右岸に遊歩道を検討するとともに、周遊ルートを示した分かりやすい案内看板の設置についても検討してまいりたいと考えております。

なお、日常の環境整備として、玉川沿いの道路について、河川管理者である京都府による年1回の除草作業に加え、今年度より町による除草作業を追加し、年2回の除草作業を実施してきたところであります。

また、京都府において毎年桜まつり前に実施していただいている河川内の除草については、これまで橋本橋の下流のみでありましたが、橋本橋の上流の堰堤付近までを除草の範囲に加えていただくようお願いしております。

いずれにいたしましても、地域住民の安心・安全はもとより、来訪者の方々にも本町の観光資源の魅力を感じていただけるよう、橋本橋周辺の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

議長(奥田俊夫) 再質問ございませんか。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 小割直彦議員。

4番(小割直彦) 「足ふみ水車」を改造して設置したというようなことは私は聞いておりますが、今現在どのような状態であるのか分かりますでしょうか。まだあるのかどうか。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 奥山産業環境課長。

産業環境課長(奥山英高) ただいまのご質問の「足ふみ水車」のことをございますけれども、こちらは、通常時はふるさとガイドボランティアの方で保管しておられまして、使用する時期にだけ出されているとお聞きしており

ます。

以上でございます。

議長（奥田俊夫） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 小割直彦議員。

4番（小割直彦） 質問ではございませんが、私、庁舎に来るときは水車のところを通ってくるんですけども、8人の方が水車のところに行かれて、歩いていかれたんですけど、やはりそういうようなウォーキングの方がよく来ているのを、見るんですけども、そういう意味で、観光地というところで気持ちよく見ていただけるようにしていただきたいと思えますし、よく違う自治体でも大きな水車を復元してそこで米をついてコットン、コットンというような音が心地よいというようなことも聞いたりしますし、そういう昔ながらのものを復活して、水車があるんだなというようなことも観光につながるのではないかと思いますので、ぜひその辺も検討して、要望しておきます。

以上です。

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2番（谷田健治） 2番、谷田健治です。

最初に、住民の誰もが利用できる公共交通について質問します。

井手町議会では、10月に議員の管外視察研修で富山県小矢部市を訪問し、AI活用区域運行型オンデマンド交通（チョイソコおやべ）の概要について研修を行いました。小矢部市は、AIを活用した配車システムを活用し、事前予約方式により、複数の方で乗り合い、定額運賃で移動する区域運行型のオンデマンドタクシーを導入しています。障がい者の方や高齢者の方などは、自宅前を停留所に登録できるなど、福祉の面から見ても充実していました。研修を通じて、AIを活用したオンデマンド公共交通の広がり期待が持てると実感しました。

井手町には、JRを除けば、住民の誰もが利用できる公共交通はありません。近隣の市町では、当たり前のように民間のバスや自治体が運行するコミュニティバスが走っています。利用者の減少や運転手不足等により民間バス運行の廃止や便が減らされた自治体では、バスに代わる新たな交通手段とし

でのオンデマンドの乗合タクシーなどを導入し、住民の移動手段を守ろうと努力しています。

令和5年9月議会において、私は町内外の交通手段の充実を求める立場から、多くの方が望んでいるバスを走らせてほしいという町民の切実な願いを西島町長はどのように受け止め、どのように解決しようとされているのかを質問いたしました。町長からは、町の行財政運営やバス運行の赤字が想定されるという面などから、バスの運行は大変難しいとの答弁でありました。

また、当時実証運行されていた「IDECA」について、利用条件の見直しを求めました。その後、「IDECA」については、幾つかの改善が図られていますが、「IDECA」は福祉車両であり、利用条件も厳しく、住民の誰もが利用できる交通手段とはなり得ないです。

町は、他の市町村では、住民の移動手段を守るために当たり前に行われている住民の誰もが利用できる公共交通の実現にずっと背を向け続けてきております。移動の自由は高齢者だけの問題ではありません。誰もが自由・公平に移動できることは、人間らしい生活を送る上で不可欠であり、行政が主体となり、財政的にも責任を持って取り組むべき課題です。住民の誰もが利用できる公共交通の実現を求める立場から、以下質問をいたします。

①人口減少、高齢化が進む状況の中で、バスに限らず、AIやオンデマンド方式で運行する公共交通など、住民のニーズに合った公共交通を早急に検討すべき時期と考えますが、町長の見解を伺います。

②他の市町村では実現できている公共交通が井手町では実現できない具体的な理由を伺います。

③現在運行中の「IDECA」だけでは、町内公共交通としての役割を十分果たせていると言えないと考えますが、町長の見解を伺います。

④京都府内26自治体で、住民の誰もが利用できるバス（民間含）・公共のコミュニティバスやオンデマンドの交通がない自治体数と自治体名を伺います。

次に、PFAS（有機フッ素化合物）対策について質問します。

PFASの汚染は、米軍や自衛隊の基地周辺、工場跡地や各種工場、廃棄物処理場周辺など全国に広がり、地下水や河川への汚染が次々と明らかになっています。環境省は昨年12月に水道の暫定目標値を50ナノグラム／リットルに決めましたが、アメリカの基準4ナノグラム／リットルと比較して

非常に緩い基準であり、国民からはもっと厳しい基準を求める声が高まっています。

令和7年3月議会で、私は「PFAS（有機フッ素化合物）への対策について」質問いたしました。質問を通じて、「井手町の三つの水源地から国の暫定目標値（50ナノグラム／リットル）以下ではあるが、自然界には存在しないPFASが水道水に含まれていたこと。多賀簡易水道の水源地の値は20ナノグラム／リットル」、「京都府が行った水質検査では、町内の民間の井戸5か所全てから暫定目標値50ナノグラム／リットルを超えるPFASが検出され、その値は最低値が64ナノグラム／リットルから最高160ナノグラム／リットル」であったことが明らかになりました。

PFASは、次世代に大きな影響を及ぼす新しい公害問題です。住民の命と健康を守る立場から、以下質問します。

①井手町3か所の水源地における水質検査の直近のPFASの値を伺います。

②京都府が調査した井手町内の井戸における水質検査の直近のPFASの値を伺います。

③町内の地下水から暫定目標値を上回るPFASが検出されている状況の中で、人体や地下水を利用している農作物、土壌への影響は考えられないのか、町の見解を伺います。

④町内の山間部、例えば新四郎山などに、かつて産業廃棄物が大量に不法投棄された事例があり、撤去されていません。その状況を踏まえ、「予防原則」の視点から町独自でも町内河川の水質検査項目にPFASを加えることが必要ではないか伺います。

⑤町内における地下水からのPFAS検出の状況を府の調査結果も含め、詳しく住民に知らせるべきではないか伺います。

⑥井手町として府との連携をどのように取っているのか、具体的に伺います。

以上、質問を終わります。

議長（奥田俊夫） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 高江企画財政課長。

企画財政課長（高江裕之） 谷田健治議員のご質問にお答えいたします。

1点目の住民の誰もが利用できる公共交通についてであります。一つ目の住民のニーズに合った公共交通の早急な検討につきましては、本町の財政構造は自主財源が乏しいことから、早期に行財政改革に取り組むとともに、国や京都府からの手厚い支援等を頂きながら、府内トップレベルの子育て支援をはじめ、様々な住民サービスが提供できている状況にあります。

また、防災拠点の充実とバリアフリーへの対応などの新庁舎、山吹ふれあいセンターの建設や利便性向上のための道路整備など大型事業に取り組んでいることもあり、公債費が年々増加していることから、今まで以上により一層慎重な行財政運営に取り組まなければならないと考えております。

なお、地域住民の移動手段については、各自治体において、面積や地形はもとより、市街地の広さや道路の敷設状況、また、鉄道や路線バスの有無など、様々な状況や条件のもとに、その確保に努められていることは承知いたしております。

そのような中で、本町といたしましては、以前の路線バスが休止になった経緯や現在のJR奈良線をはじめとする様々な状況や条件などを勘案した上で、利用者から大変好評が得られていると伺っております社会福祉協議会が実施されている「IDECA」の運行について、充実した事業となるよう積極的に支援を行っているところであります。

二つ目の他の市町村では実現できている公共交通が井手町では実現できない理由につきましては、先ほども答弁申し上げましたとおり、本町における様々な状況や条件を基に、公共交通をはじめとする地域住民の方々の移動手段を検討してきた結果が現在の状況であります。

三つ目の現在運行中の「IDECA」だけで町内公共交通としての役割を十分果たしているのかにつきましては、本町では、JR奈良線を公共交通の軸としながら、明らかとなった交通課題を解消するために、平成20年度からは、単独で公共交通機関を利用できない身体障がいのある方などを対象とした「福祉移動サービス事業あいか」の運行を社会福祉協議会に実施していただき、平成27年度からは、外出困難な障がいのある方を対象とした「タクシー料金の一部助成」を、令和7年度からは「自家用自動車の燃料代金の一部助成」を開始し、さらには令和5年度からは、65歳以上の方を対象とした「IDECA」の運行についても支援しているところであり、公共交通の役割を担っていただいているものと考えております。

四つ目の府内の自治体で住民の誰もが利用できる民間のバスやコミュニティバス、オンデマンドの交通がない自治体数につきましては、京都府のホームページにて確認いたしますと、本町以外にはいずれかがあるようですが、各自治体において様々な状況や条件での結果であると考えております。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 奥山産業環境課長。

産業環境課長（奥山英高） 2点目のP F A S対策についてであります。一つ目の町内3か所の水源地における水質検査の直近のP F A Sの値につきましては、既に町のホームページで公表しておりますとおり、直近の令和7年6月の検査結果は、井手地区の第一水源地が定量下限値である5ナノグラム／リットル未満、第2水源地が18ナノグラム／リットル、多賀地区の西北河原水源地が18ナノグラム／リットルであります。

二つ目の京都府が調査した本町内の井戸における水質検査の直近のP F A Sの値につきましては、京都府においては、指針値50ナノグラム／リットルを超えたものをホームページで公表されており、本町では本年9月17日の水質検査結果において、1か所で指針値の超過が確認され、その値は52ナノグラム／リットルとのことであります。

三つ目の人体や地下水を利用している農作物、土壌への影響は考えられないのかにつきましては、まず、人体への影響に関しては、国が定めているP F A Sの指針値50ナノグラム／リットルは、体重50キログラムの人が水を一生涯にわたって毎日2リットル飲用したとしても、健康への悪影響が生じないと考えられるレベルで設定されております。

次に、農作物・土壌への影響に関しては、農林水産省のホームページにて、水田土壌から玄米へのP F A Sの移行・蓄積は小さく、玄米からP F A Sが検出されたとしても、その濃度は低いことから、主食用米の栽培に当たり、水田土壌や農業用水の浄化などの特別な対策は不要であるとされております。

また、食品の安全性を科学的に評価する国の機関である食品安全委員会においても、通常の一般的な食生活から食品を通じて摂取される程度のP F A Sによっては、著しい健康影響が生じる状況にはないと考えられております。

本町といたしましては、引き続き、国や京都府からの情報により対応してまいりたいと考えております。

四つ目の「予防原則」の視点から町独自でも町内河川の水質検査項目にP

F A Sを加えることが必要ではないかにつきましては、まず、国のP F O S及びP F O Aに関する対応の手引きによりますと、指針値を超過した井戸水については、水道水の利用を促す等により、飲用を控えるよう助言を行うこととされていることから、引き続き水道水における監視を続けるとともに、京都府が実施されている町内の井戸における水質検査への協力を継続してまいりたいと考えております。

なお、現時点では、町内河川の水質検査項目にP F A Sを加えることにつきましては考えておりません。

今後も、国や京都府からの情報により対応してまいりたいと考えております。

五つ目の町内の地下水からのP F A S検出の状況等を詳しく住民に知らせるべきではにつきましては、現在のところ、京都府において井戸水の水質検査を実施され、指針値を超えた場合には、京都府が直接、井戸を使用されている方へ飲用に適していない旨を通知されており、あわせて、京都府ホームページにおいても水質検査結果を掲載されているところであります。

なお、本町といたしましては、水道水の水質検査結果について、ホームページにて公表いたしております。

六つ目の京都府との連携をどのように取っているかにつきましては、P F A Sに関する各種情報の共有を図ることや井戸水の水質検査への協力を行うとともに、本町に対応に関する助言をお願いしております。

議長（奥田俊夫） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2番（谷田健治） 再質問します。

まず、公共公共交通の問題ですけれども、前回の答弁で町長がおっしゃったこと、それと同じような答弁の中身だったんですけれども、端的に言いますと、赤字になるというか、財政的な面で厳しいから、それは導入をするのが難しいというふうに私は今、答弁の中で理解しました。それで、地域公共交通というのを町としてどう位置づけているかということでお話をしたいと思うんですけれども、国の方も考えが変わってきているんですよ。

デパートの話をさせていただきたいんですが、後でつながりますので。10階建てのデパートがあります。そうしたら、10階建てのデパートがあれ

ば、大体、階段だけではなくてエレベーターがついているわけですよ。デパートはなぜエレベーターをつけているかということなんです。エレベーターがなかったら、デパートに客は来ませんよ。だけど、デパートはエレベーターの料金は取らないんです。それは、デパートの目的である、利益を得るのが目的でありますから、エレベーターをつけなかったら来ないわけですよ。だから、エレベーターというのは、料金は取らないんです。

町における移動というのは、今、国の考えはこうです。公共交通は地域の人々の足を支えるための必要なものと考えているんですよ。必要なもの、それはインフラという考えです。水道が必要なように、そこで暮らしている住民にとっては必要なものという考えを取っています。ですから、コミュニティバスの公共交通への補助などをすることを、町として赤字と捉えたら、これはもうできないんです。それは支出として捉える必要があると言われてるんです。

先ほどのデパートでいうと、エレベーターは利益を得るための支出なんです。エレベーターを動かしたら赤字というふうに言わないんです。こう言われています。これは、国土交通省の近畿運輸局が7年前に出しているパンフレットがあるんです。この時期というのは、地域の公共交通が結構難しくなって、バスが走らせられなくなってオンデマンドを導入したなど、そういう時代の始まりだと私は理解しているんですけども、そこではこう言っています。「地域公共交通の不便なまちには、人は住まなくなるのではないか。まちに人が来ないで困っているのだとしたら、鉄道やバスの運賃を補助することによってまちを活性化させる必要がある。」と述べています。すなわち、デパートでいったら、エレベーターでお金を取らないのは、目的、黒字にするためには客に来てもらわないといけないからですよ。

今、井手町は、先ほども定住の問題もありましたけども、人に来てもらわないといけないし、そこで住んでいる人たちが幸せに暮らせないといけないのですよ。そういう町になるためには、バスを走らせたり、オンデマンドをやるといことは、それは単なる赤字ではなくて、必要な支出なんですよ。そういう立場があると思います。それが1点目です。

それから、井手町の将来のまちづくりの中に、この地域公共交通、今のままでやろうとしているのか、いや、もう走らせないと、そういうままでビジョンを組んでいるのか。それとも、地域公共交通を検討して、走らせる方

向で井手町の将来的なまちづくり、どっちを考えておられるのでしょうか。

整理して言います。先ほどの公共交通の考え方について、質問は町長に質問したいです。どういうふうに感じられましたか。それが1点目です。

2点目は、井手町のまちづくりをするときに、この地域公共交通、いや、要らないと、そんなのなしでまちづくりをするんだという方向なのか、それとも、地域公共交通も検討して走らせた中でのビジョンなのか、そのことは非常に大きな、今後の井手町をどう発展させていくかで大きな課題だと思います。その2点について町長にはお伺いしたい。どのようにお考えなのか、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

それから、京都府内で地域公共交通がないのは幾つありますかと聞いたんですが、それは明確に答えられてなかったです。そして、どういう自治体名かというのは、明確に先ほどは答えられてなかったのので、それをお聞きします。私が調べた範囲、京都府の公共交通についてのリンク集があります。そこでは井手町だけが空欄になっています。それはそうではありませんか。そのことの確認をします。

それからもう1点、P F A Sのところ、先ほど京都府の直近のP F A Sの値です。調べたら、9月17日、ホームページでは地点6というふうになっているんですが、そこでのP F A Sの値、聞き漏らしたかもわかりませんが、50とおっしゃったのかなと思うんですが、50ではないと思うんですが、もう一度正確な値を教えてくださいたいと思います。

まず、そこまで質問です。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 西島町長。

町長(西島寛道) 今の谷田議員の質問にお答えしますが、本町には、先ほどの答弁でもありましたけども、J Rは山城多賀駅、玉水駅、二つの駅があります。町内が、有王地区を除けば大体4キロ圏内に住民の多くが住まわれている状況にあります。

その中で、今、「I D E C A」の運用の補助をしておりますけれども、その「I D E C A」の運用の年齢層を見ますと、大体75歳前後がピークとなっており、65歳ぐらいの方はあまり利用されていないという状況もございまして、今のところ、この状況を維持していきたいと考えております。

それと、将来的に未来永劫バスを走らせる気がないのかと、そういうこと

ではなくて、城陽井手木津川バイパス、これが開通したときには、自然とそこに私は絶対バスは入ってくるものだと考えておりますので。また、A I を使ったのバス、私は何度か試乗しております。これも今、全然万能ではないんです。車が追越し車線に入ると止まってしまうなど、様々、今検証段階ですので、町内は道も狭いですし、そういうことでもきちっと運用できるような状況になれば、またそれはちゃんと検討していければと思っております。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 高江企画財政課長。

企画財政課長(高江裕之) 府内の自治体で、民間のバスやコミュニティバス、オンデマンド交通がない自治体、議員おっしゃったように、京都府のホームページにリンク集がございまして、私、本町以外にはいずれかがあるというふうに答えさせてもらったんですけど、自治体数で申しましたら1自治体、井手町だけでございます。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 奥山産業環境課長。

産業環境課長(奥山英高) 先ほどのP F A Sの値でございますけれども、はっきり伝わりませず、申し訳ございませんでした。こちらにつきましては、52ナノグラム/リットルでございます。

議長(奥田俊夫) 再質問ございませんか。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 谷田健治議員。

2番(谷田健治) 再質問といたしますか、お答えいただいたことについて、町長がおっしゃったA Iのことというのは、自動運転ではなくて、予約システムがA Iを使ってオンデマンドというふうに言っているんです。小矢部市で私たちがいいなと思ったのは、事前にといたしますか、乗る前に、30分ぐらい前でもいけたのかな。たくさんある停留所を自分で予約できるんです。そうしたら、A Iが既に予約されている方も含め、どういうふうに運行したらいいかということでのA Iです。ですから、これによると、空っぽで空気運んでいるバスだというふうによく言われる、そういうことはなくなるんですよね。そういう意味で、そのような活用はできるのではないかなというふ

うに思って導入する。これは民間がやっています、小矢部市の場合は。

もう1点、「IDECA」のことですが、「IDECA」はやはり福祉車両なんです。誰もが乗れないです。しかも、付き添いの方、乗れないでしょう。本人だけなんです。おじいちゃん、おばあちゃんがおられて一緒に買物に行くときに、荷物持ってあげるから、私も一緒に家族で乗るという予約はできないとなっているはずですよ。そういうバスなんです。

井手町で走らせてほしいと言っているのは、誰もが乗れて町内を動きやすくする。コミュニティバスとは、コミュニティの乗り物です。それをすべきではないかと。こども議会がありました。その中で、詳しくは言いませんが、町長、こども議会、当日は欠席だったと思うんですけども、中学生の子どもがバスのことを言っていました。詳しくは僕、もう言いませんけども、みんなで話し合ったときに、バスがあったらいいと言っているんですよ。だから、老人や高齢だけの問題ではありません。

先ほど言いましたように、住民がそこで移動する、そのことによって交流が生まれ、活気がある、そういうまちづくりをしていかないといけないときに、なぜ人が動く手段であるものが、他の自治体では当たり前のようにやっている、苦勞しています。与謝野町は、調べてみたら、自治体でバスを走らせていたんですよ。そうしたら、それをオンデマンドに変えました。多分、空のときもあったんだろうというふうに思います。そういうことを検討しないと、井手町のまちづくり、いいんですかと言っているんです。バイパスができて、そこには民間バスが来るかもわかりません。これは民間バスですから、当然黒字にならないと来ないです。自治体やるのは、赤字、黒字の問題ではないんです。そこで暮らす人たちの生活を支える支出なんです。

先ほど言ったパンフレットにも、地域公共交通、赤字イコール廃止でいいのと言っているんです。これ、廃止が進んだ頃ですから。それを守らないでどうするんですか。利便性の高いまちづくりとおっしゃっているではないですか。そこに踏み出さないと、井手町の人口を増やそう、定住しようと言っても、このような町に人は来るのかと、国も言っているんです。

そういう視点で、再度、町長の答弁を求めます。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 西島町長。

町長（西島寛道） 先ほどのAIというのは、普通の自動運転バスのことで

す。そこは違います。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 脇本副町長。

副町長（脇本和弘） 谷田健治議員の先ほどの質問でございますが、もちろん、今るるお話を頂いておりますけれども、先ほども答弁させていただきましたように、町域であったり、市街地であったり、そういうようなことで現在、私どもＪＲ奈良線の二期事業などに、そちらについては、もちろんまちづくりの核として今、取り組んでいる一つでございます。二期事業、もう終了しますけれども。ですから、未来永劫バスを走らせる、走らせないなどそんなことを言っているのではなしに、そのタイミングもあります。時期にもよります。

ただ、今はＪＲ奈良線に力を入れてきた。そして、もちろんバスで町内を移動するとなりますと、前からも話よく出ていますけれども、それなら、２台も３台も走らせるのかと、それはなかなかしんどい。そうしたら１台でぐるっと回って、文化祭やらいろいろご存じだと思いますけれども、二つぐるっと回っても結構時間かかる。それが１台あれば、１時間以上かかってまた元のところへ戻るぐらいのイメージになります。ですから、それが便利なのか。ＪＲで動いてもらうのが便利なのか。

ただ、福祉車両として、体がご不自由な方、もしくはなかなか移動がしんどい方については、今のところ「ＩＤＥＣＡ」もしくは「あいか」なりでフォローはしていただいているということになりますけれども、現在としては、私どもはＪＲでの複線によりまして山城多賀駅、玉水駅間、あれも要望によりまして複線になっていきますけれども、他の町村ではなかなかできない、井手町だけの方のみならず、沿線の方にも時間短縮であったり、本数も影響あると思いますけれども、短い間に増えているんですけれども、そういう利便性がある。ですから、そういうようなものを過去として、また私どもはまちづくりに進んでいくということでございます。

ただ、現在、今おっしゃるように赤字であったり、お金、確かにそれもありますけれども、それだけが問題ではなくて、今現在、井手町で取り組めるものとして、今、積極的に進めているというご理解でしていただければというふうに感じております。

以上です。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2番（谷田健治） 同じ答弁の繰り返しなので、要望も含めて、井手町のマスタープランでまちづくりのことをやっているのではないですか。前回もそのマスタープランは当然、交通の問題などそういうこと、それを取り入れたようなマスタープランにしないと、地域公共交通というのは、JR奈良線もそうですけども、今求めているのは、例えばテオテラスに行きたい、多賀の子どもたちが図書館に行きたいなど、そういったときに利便性がないわけですよ。「IDECA」も利用できませんから。ただ、そういう意味では、各自治体が非常に苦勞しているんです。財政的にも厳しいと思います。だけど、考え方、人の移動というのを交通権という権利はまだ確立されていないそうですけども、人が移動したり、人と人が出会うなど、そういう中で結構住民の皆さんの交流ってあると思うんです。

イデフルに行きました。そうしたら、イデフルに来ておられる方は、買物だけで来ておられる方もいるかと思うんですが、そこで出会った人との間で人々の交流も生まれているんですよ。そして、外出するということは、認知症の予防にもつながるんですよ。だから、移動というのは人と人をつなぎ、文化を生み、そして交流を促すんです。そういう町にしませんか。

よそは努力してやっています。もちろん財政の問題あるけども、そこに一歩を踏み出さない限り、私は国がここで言っていたこのことが非常によく残りました。「地域公共交通は地域の人々の足を支えるために必要なもの」、これ今ないんですよ、JRしか。そして、「インフラという考え方が必要だ。コミュニティバス等の地域公共交通への補助は赤字ではなく支出」と言っています。営業するのではないんです。そして、最後にこうまとめていました。「地域公共交通の不便なまちには、人は住まなくなるのではないか。」不便だったら出ていくのではないかということですよ。そして、町に人が来ないと言って困っているんでしょう、井手町。だとしたら、鉄道やバスの経費を補助して町を活性化する必要がある。そういう意味では、地域交通に対する町長の考え方もぜひもう一度見直していただき、本当に井手町に住んでよかったと言えるような、そういうまちづくりに頑張っていたいただきたい。

そのことを申しまして、質問を終わります。

以上です。

議長（奥田俊夫） この際、暫時休憩します。11時30分まで。

休憩 午前11時23分

再開 午前11時30分

議長（奥田俊夫） 休憩前に引き続き、再開します。

次に、田中保美議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 田中保美議員。

5番（田中保美） 5番、田中保美です。

それでは、私から通告いたしました2点について質問します。

まず、1点目であります、「コミュニティ・スクール」の導入についてであります。現在、町内の小・中学校では、「学校評議員」を設置し、学校運営についての連携や支援をされていますが、近年、法律に基づいた制度として、より大きな権限を持つ学校運営協議会を設置した学校「コミュニティ・スクール」を導入する自治体が増えています。

文部科学省における令和7年度の調査によると、全国の公立小学校、中学校、義務教育学校における「コミュニティ・スクール」の数は1万9,488校で、導入率は71.6%と前年度より6.3ポイント増となっています。

また、京都府内の学校では、この制度をほぼ導入済みで、八幡市、宇治田原町、本町の3市町のみが導入されていない状況です。

そこで、次のことについて質問します。

①町内小・中学校の「学校評議員」のこれまでの活動実績をお聞かせください。

②総合計画の中に掲げられている「地域とともにある学校づくりの推進」のために、現在地域住民と学校とが協働して行っている活動にはどのようなものがありますか。

③今後、本町で「コミュニティ・スクール」を導入する考えはありますか。

そして、2点目であります、新入学学用品費の支給時期見直しについてであります。

学校教育法第19条では、「経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」と定められており、その規定に基づき、本町でも就学援助制度が実施されています。

就学援助制度は、小・中学校の子どもがいる家庭に学用品費などを支給する制度で、経済的な理由によって就学させることが困難な家庭と自治体が判断した世帯に支給されますが、入学前に準備が必要な制服や体操服などはいずれも高額であり、さらに近年の物価高騰の影響を受けて、保護者の負担も大きくなっている状況です。

そのため、制度の趣旨を十分生かし、少しでも保護者の負担を軽減するためにも、新入学学用品費の支給時期を入学前に見直す必要があると思います。が、本町の考えをお尋ねします。

以上、二つの質問であります。

議長（奥田俊夫） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 北川学校教育課参事。

学校教育課参事（北川拓男） 田中議員のご質問にお答えいたします。

1点目の「コミュニティ・スクール」の導入についてであります。一つ目の町内小・中学校の「学校評議員」の活動実績につきましては、平成19年4月から施行された井手町立学校評議員設置要綱に基づき、今年度は井手小学校5名、多賀小学校4名、泉ヶ丘中学校3名の「学校評議員」を教育委員会が委嘱しております。各学校において学期に1回程度開催される学校評議員会において、学校より教育方針や児童・生徒の様子などの説明に加え、授業参観等を実施されております。その際に、評議員の方々から校長の求めに応じて、学校と家庭及び地域社会との連携に関する事項も含めながらご意見をいただき、学校運営の参考にされております。加えて、年に一度、3校の「学校評議員」と担当教員が集まり、情報交換を行う会議も開催されております。

二つ目の地域住民と学校が協働して行っている活動につきましては、本町においては、小学校では米作りやサツマイモの栽培、タケノコ掘りなどの体験活動、南山城水害やゲンジボタルなどの本町の歴史や自然に関することを学ぶふるさと学習、体力テストへの支援、放課後学習での丸つけ等の支援、本の読み聞かせなどの学習活動、そして、子どもの安心安全のための登下校時の見守りなど、多くの保護者や地域の方々にご協力を頂きながら取り組んでおります。

また、中学校については、3世代交流としてのグラウンドゴルフ、校外学

習における井手町についての講話や野菜作り、職場体験として約18か所の町内事業所及び公共施設にご協力を頂いているところであります。さらに受験に際しては、生徒が自信を持って臨めるよう、地元企業にご協力を頂き、面接練習を実施するとともに、部活動においても地域住民の方に外部コーチとしてご協力を頂いております。

三つ目の本町での「コミュニティ・スクール」を導入する考えにつきましては、「コミュニティ・スクール」とは、学校と地域が相互に連携・協働した活動をさらに推進することを目指す学校運営協議会を設置した学校でありまして、先ほど答弁申し上げましたとおり、本町におきましては、これまでから地域の方々にご協力いただき、学校の様々な活動が進められておりまして、それらの活動を継承しながら、より一層活性化させるため、「コミュニティ・スクール」導入のための準備委員会設立に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 木村学校教育課長。

理事（木村恵理） 2点目の新入学学用品費の支給時期の見直しについてですが、学校教育法第19条に基づき、本町においても町内在住のご家庭で町立小・中学校に在籍する児童・生徒を対象として就学援助制度を実施しておりまして、小・中学校新1年生には入学前年度の1月に、その他の学年の児童・生徒には、年度当初に当該制度の案内をしております。この制度を利用するに当たり、希望されるご家庭から申請を頂き、直近の収入状況などの調査や地域の民生委員のご意見を伺った上で、教育委員会にて支援が必要な家庭として認定し、学用品費、通学用品費、新入学学用品費等を支給している状況であります。

なお、これまでから新入学学用品費について、早期に支給を希望されるご家庭には、入学前年度の3月中に申請を頂き、4月に児童・生徒の入学が確認できた後、同月中に支給をしてきたところでありますが、近年の物価高騰の影響を受け、保護者の経済的な負担も大きくなっている状況なども踏まえ、新入学学用品費については、令和8年度以降の小・中学校新1年生を対象に、早期支給を希望されるご家庭には、入学前年度の3月中に支給してまいりたいと考えております。

議長（奥田俊夫） 再質問ございませんか。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 田中保美議員。

5番（田中保美） 再質問ですが、1点目であります、町内の小・中学校では、今までから地域の方々の協力を頂きながら、様々な教育活動が取り組まれていることがよく分かりました。そして、井手町においては、「コミュニティ・スクール」の導入に向けて前向きに取組が進められているとのことですが、「コミュニティ・スクール」を導入した場合の効果についてどのように考えておられるのかお伺いいたします。

そして、2点目であります、令和8年度新入学学用品費の早期支給希望の家庭には、入学前年度の3月中に支給を考えているとの答弁がありました、この予算についてはどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

以上です。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 中田教育長。

教育長（中田邦和） ただいまのご質問ですけれども、私の方からは「コミュニティ・スクール」を導入したときの効果について答弁させていただきたいと思っております。先ほど北川参事の方が申し上げましたけれども、「学校評議員」の方々につきましては、校長の求めに応じてご意見を頂いているところですが、学校運営協議会になりますと、委員の皆さんからは、学校の方針について承認を頂くということで、学校の目標やビジョンを共有するとともに、より一層学校運営に参画してもらおうということで、学校と地域住民が一層連携して、今までやってきた地域と学校が協働した取組が一層充実していくのではないかとこのように考えています。

さらには、これらのことによって、子どもたちにとっては地域の特色を生かした実践的で多様な学びの機会が増えたり、地域の人々との交流がさらに増えることで、子どもたちには豊かな学び、併せて社会性の育成につながるものというふうに考えています。また、地域や学校におきましては、今まで学校の方からは様々な方々をお願いをして取組をしていました。そういうことが、こういう学校運営協議会をすることで、いろんな方のご意見を頂いたり、そして地域の方々には、学校で学ぶということで、地域の活性化にもつながるということで、さらに今まで取り組んできたことがより一層充実するとともに、持続可能なものとして認められますし、また、創意工夫のある新

たな取組も生まれてくるのかなというふうに思っているところです。

以上のことによって、本町の取組が地域とともにある学校づくり、そして学校を核とした地域づくりの一層の推進につながるものというふうに考えているところです。

以上です。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 木村学校教育課長。

理事（木村恵理） 2点目のご質問ですが、令和8年度新入学学用品費の早期支給を希望されるご家庭には、既存予算にて事業を実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（奥田俊夫） 再質問ございませんか。

鎌田隆宏議員の質問を許します。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 鎌田隆宏議員。

3番（鎌田隆宏） 3番、鎌田隆宏です。

私の方から、大きく2点質問します。

大きく1点目です。熊に対する本町の対策についてです。

テレビでは連日、全国各地における熊の被害が報道されています。また、「井手町LINE公式アカウント」でも度々近隣市でのツキノワグマの出没情報が報告されています。

私は、9月定例会の一般質問で熊対策の質問をしましたが、その後も近隣市町での出没情報が相次いでいることにより、心配された住民の方々から多くの相談を受けております。

そこで、次のことについてお聞きします。

①新たな「緊急銃猟制度」で、日常生活圏での猟銃による捕獲が可能となりましたが、本町において委託できるハンターの確保はどのようになっているのか。

②町と「猟友会」の連携や委託について、どのように運用されているのか。

③本町には、片原山、山吹山、滝谷の3か所の国有林がありますが、餌となっているシイやドングリなどが不足しているため、動物が山から下りてくるのではないかと考えます。国有林はどのように管理されているのか。

④目撃情報には確認できないものも含まれます。9月定例会では、有害鳥獣対策のため、カメラを設置する準備を行っているとの答弁がありましたが、その後の設置台数や設置場所などについて教えてください。

大きく二つ目です。ドローンの活用について。

ドローンは「無人で遠隔操作や自動操縦が可能な飛行機器」のことで、近年急激に普及し、個人の趣味や娯楽の枠を超え、ビジネスや防災の分野などでも幅広く活用されるようになりました。

活用事例としては、上空からの撮影が広く知られていますが、そのほかにも小型物資の運搬や配送、高所や広範囲の設備などの点検、農薬や肥料の散布、防犯、施設警備、広域エリアでのモニタリングなど、ドローン技術は様々な用途に活用されています。

2024年1月に発生した能登半島地震では、被災地における被害調査や救援物資の輸送などでもドローンが役立ったようです。

本町でも、今年度ドローンが整備され、11月に実施された防災訓練の中で飛行訓練が行われました。

そこで、次のことについてお聞きします。

①今年度整備されたドローンの性能について教えてください。

②本町で災害が発生した場合など、今後どのようなドローンの活用を想定されているのか。

③役場においてドローン操縦のための有資格者の人数など、現在の体制と今後人数を増やす予定は。

④ドローンを活用した実証実験では、猿の追い払いに一定の効果があるようですが、猿以外の害獣対策として活用する考えは。

議長（奥田俊夫） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 奥山産業環境課長。

産業環境課長（奥山英高） 鎌田議員のご質問にお答えいたします。

1点目の熊に対する本町の対策についてであります。一つ目の「緊急銃猟制度」における銃猟を委託できるハンターの確保はどのようになっているのかにつきましては、現在、緊急銃猟を行うための各種調整、体制づくりと野生鳥獣に対するマニュアルの策定を進めているところでありまして、その中で本町と関わりのある「猟友会」2団体とハンターの確保に向けて協議を

予定しております。また、本年11月13日に改正国家公安委員会規則が施行され、警察官職務執行法に基づき、警察官が熊を駆除することができることとなりましたので、田辺警察署とも情報共有を図ってまいりたいと考えております。

二つ目の「猟友会」との連携や委託についての運用につきましては、現在、策定を進めているマニュアルにおいて、「猟友会」2団体との協議により、あらかじめハンターをリスト化しておき、危険鳥獣が人の日常生活圏に出没し、捕獲や銃猟が必要となった場合には、直ちに対応可能なハンターと連絡調整ができる体制が構築できるよう、委託してまいりたいと考えております。

三つ目の国有林の管理につきましては、林野庁京都大阪森林管理事務所に伺いますと、植栽している苗木がないことから、食害対策については実施していないとのことでありまして、通常はおおむね月に1回から2回、職員による森林パトロールを行っており、不法投棄や違法開発の監視、森林病害虫や鳥獣被害の有無等の確認をはじめ、林道の点検・修繕や境界の明示、境界標の状態の確認などを行っているとのことであります。

四つ目の有害鳥獣対策のカメラの台数や設置場所などにつきましては、現在、3台のカメラを設置しておりまして、目撃情報があった上井手区に2台、高月区に1台設置し監視を継続しておりまして、今後につきましても、目撃情報等により、必要に応じて設置台数、設置場所について検討してまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 菱本安心・安全推進課長。

安心・安全推進課長（菱本嘉昭） 2点目のドローンの活用についてであります。一つ目の今年度整備したドローンの性能につきましては、高い飛行性能と災害時や捜索活動等に特化した複合的なカメラシステムが搭載されているのが特徴であります。

飛行性能では最大伝送距離として障害物や電波干渉のない理想的な環境下で約8キロメートルであり、最大飛行速度は秒速23メートル、運用限界高度は約5,000メートル、最大飛行時間約40分であり、カメラは広角カメラ、ズームカメラにより静止画や動画の撮影ができ、また、熱感知のサーマルカメラや対象物までの距離測定ができる機能も備えております。また、防じん・防水機能や、マイナス20度から50度までの動作環境温度が設定

されているとともに、障害物や付近の有人航空機を検知する安全機能や環境適応の機能なども有しており、さらに附属設備のスピーカーが搭載されており、音声での伝達も可能となっております。なお、機体はコンパクトに折り畳むことができ、持ち運びが容易にできる携帯性を有しております。

二つ目の本町で災害が発生した場合など、今後どのようなドローンの活用を想定しているのかにつきましては、災害時での活用としては被災現場を空撮し、その映像を庁舎の災害対策室に転送することで、リアルタイムでの被害状況の把握や、捜索活動・救助活動時での活用としては、空撮による捜索に加え、サーマルカメラを活用しながら、夜間や植生の下にいる要救助者の体温を熱源として探知する捜索を想定しております。また、有害鳥獣対策として、機体の飛行による威嚇やスピーカーから忌避音等を流すなどの被害防止対策としての活用や橋梁、河川、ため池など公共施設等の空撮によるインフラ点検、さらに、町の魅力発信のための空撮などの活用を想定しております。

三つ目の役場においてドローン操縦のための有資格者の人数など、現在の体制と今後の人数を増やす予定につきましては、今年度に夜間飛行や目視外飛行などの特定飛行ができる国家資格を職員2名が取得しております。現在ドローン運用チームを組織し、機体の維持管理及び訓練飛行を行っております。操作の習熟に努めているところであります。なお、有資格者を増やすことについては、現在の体制での課題などを洗い出しながら、必要な人員について検討してまいりたいと考えております。

四つ目のドローンを活用した猿以外の害獣対策としての活用の考えにつきましては、搭載している高倍率のズームカメラを活用し、イノシシや鹿の生息域、移動ルートなどの空撮調査に加え、熊の目撃情報があればサーマルカメラを活用して熱感知による生息調査などに活用してまいりたいと考えております。

議長（奥田俊夫） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 鎌田隆宏議員。

3番（鎌田隆宏） カメラについてなんですけども、近隣市町では熊の目撃情報があったんですけど、結局熊ではなかったというふうに訂正される部分もありますので、カメラをどれぐらい増やす予定というものは、具体的には

あるのでしょうか。また、管理は大変なんですけども、台数をどれぐらい、どの箇所というのを教えていただければありがたいです。想定でいいですけど。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 奥山産業環境課長。

産業環境課長（奥山英高） ただいまのカメラの設置台数につきましてですが、今の時点としましては、台数というのは、具体的な数はございません。ですが、マニュアルも策定する中で、どこまでカメラによって事前に把握することができるのか。また痕跡、その確認をという形で使うことができるのかということがございますので、こちらの方につきましては、今現在、進行中で考えているところでございます。

以上でございます。

議長（奥田俊夫） 再質問ございませんか。

木村健太議員の質問を許します。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 木村健太議員。

1番（木村健太） 1番、木村健太です。

通告に基づき、私から2点質問させていただきます。

大きく1点目、空き家対策と防災連携について。

本町における空き家の増加は、景観の悪化や治安や衛生上の問題に加え、災害発生時における倒壊リスクなど、住民生活に大きな影響を及ぼす課題となっています。

私は10月の議員管外視察研修で富山県小矢部市へ伺いましたが、小矢部市の「定住支援課」の取組では、空き家や空き地バンクの登録数を増やすために、地元で詳しい区長が主体となり、区域内を巡回して、空き家の確認・把握を行い、その情報を行政に報告するといった地域と行政とが連携した先進的な取組をされておられました。

その取組は、町内空き家バンクへの登録件数を増やすことにつながるだけでなく、所有者へのアプローチがより容易となり、また消防団と情報共有を行えば、災害発生時における避難誘導ルートの確保や緊急時の安否確認など地域防災の観点からも有効な手段になると感じました。

そこで質問します。

①空き家バンクへの登録件数を増やすための取組として、具体的に実態調査や所有者等の確認は、現在どのように行われていますか。

②空き家バンクへの登録件数は、過去5年間で増加していますか。

③本町に移住・定住を希望する方からの住まいに関する相談などは、年間で何件程度ありますか。

④把握した空き家の情報を災害時の危険箇所マップ作成や避難計画に反映するなど、地域防災における活用方法に活用方法について、本町の考えをお聞きします。

大きく2点目、町民体育大会への参加促進のための取組について。

町民体育大会は、これまで長年にわたり健康増進と世代間交流の場として町民に親しまれてきた貴重な伝統行事ですが、本町における人口減少や少子高齢化により、その継続性に不安を感じています。

行政からの財政支援や町スポーツ協会の工夫の下、毎年参加賞の充実などに取り組んでおられるにもかかわらず、参加人数は年々減少傾向にあるのが現状だと思います。

その参加人数が伸び悩む要因の一つとして、参加者の駐車場不足の問題を度々耳にいたします。

参加意欲が高い子育て世代の方や同世代の交流の場と考えておられる高齢者の方にとって、会場へ向かう際の移動の不便さが参加をためらう原因となっていることは否定できません。

このような状況を踏まえ、より多くの方々に気軽に大会に参加していただけるように、会場へ向かう際の利便性が向上する取組ができないかと思えます。

そこで質問します。

①文化祭や敬老祝賀会では、送迎バスを町内で臨時的に巡回させていますが、町民体育大会でも走らせることはできないのでしょうか。

②保健センターや旧庁舎の駐車場、合藪ポンプ場、いづみ人権交流センターの駐車場などを臨時駐車場として住民に開放されておられますが、そのほかにも臨時駐車場として開放する考えは。

議長（奥田俊夫） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 高江企画財政課長。

企画財政課長（高江裕之） 木村議員のご質問にお答えいたします。

1点目の空き家対策と防災連携についてであります。一つ目の空き家バンクへの登録件数を増やすための取組として、具体的に実態調査や所有者等の確認を現在どのように行っているかにつきましては、まず実態調査については、令和5年度に外部委託により実施し、町内の空き家の所在地や建物の状態などの情報を空き家台帳にて管理しているところであります。なお、現在、地域住民からの連絡や職員の巡回等により、当該情報の変更などがあつた場合は、適宜、空き家台帳に反映しているところであります。

また、所有者等の確認については、公用請求にて固定資産税課税台帳等の情報の確認をはじめ、必要に応じ国や他の自治体に対しても登記事項証明書や戸籍謄本などの確認を行っております。

二つ目の空き家バンクの登録件数が過去5年間で増加しているかにつきましては、空き家バンクの新規登録件数は令和3年4月から本年11月末までの約5年間で、25件増加しております。なお、平成28年度の制度開始から、令和7年11月末までの総登録件数は61件であります。

三つ目の移住・定住を希望する方からの住まいに関する相談などは年間で何件程度あるかにつきましては、本町の移住・定住相談窓口において、住まいに関する相談があつた件数は、令和5年度は9件、令和6年度は16件、令和7年度は11月末までで26件でありまして、現在のところ増加傾向となっております。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 菱本安心・安全推進課長。

安心・安全推進課長（菱本嘉昭） 四つ目の把握した空き家情報の地域防災における活用方法についての考えにつきましては、議員ご指摘のように、空き家は放置すれば地域防災上のリスクとなり得ますので、空き家台帳の老朽度、構造情報を担当課と共有し、必要に応じて消防団や防犯団体によるパトロール等に役立てるとともに、災害時に避難ルートに影響を与えると思われる空き家の情報については、自主防災組織や消防団と情報共有を行いながら、地域防災力の向上に努めてまいりたいと考えております。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 寺井社会教育課長。

社会教育課長（寺井佳孝） 2点目の町民体育大会への参加促進のための取

組についてであります。一つ目の町民体育大会でも送迎バスを町内で臨時的に走らせることはできないのかにつきましては、これまでから井手町スポーツ協会において、多くの地域住民の方々が町民体育大会に参加いただくため、競技種目の内容や大会運営など、積極的にご議論され、大会での競技種目の追加や抽せん会での商品の充実などを実施していただいております。

議員ご指摘の町民体育大会における臨時的に送迎バスを走らせることについては、より多くの方に参加いただくための一つであると考えられることから、井手町スポーツ協会のご意見を伺いながら検討してまいりたいと考えております。

二つ目の保健センターや旧庁舎、合藪ポンプ場、いづみ人権交流センターの駐車場のほかにも臨時駐車場として開放する考えにつきましては、議員ご指摘のとおり、現在、町民体育大会の会場である泉ヶ丘中学校に近い場所を臨時駐車場として開放しており、それらをプログラムに記載して周知に努めております。

なお、そのほかの臨時駐車場については、これまで以上に多くの方々が町民体育大会に参加していただけるよう、井手町スポーツ協会のご意見を伺いながら検討してまいりたいと考えております。

議長（奥田俊夫） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 木村健太議員。

1番（木村健太） 空き家対策と防災連携についての三つ目の住まいに関する相談についてですが、令和6年、7年の2年間で相談件数が40件を超えていることが大変多くの方々に関心を持っていただけているのではないかと思います。そこで質問なんです。相談者の方と町内を回り、直接物件を確認したりすることはありますか。

二つ目、物件の確認などを希望される場合、相談者の希望日に対応されているのか。または平日限定で、担当課は企画財政課だけで対応されているのか教えていただきたいです。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 高江企画財政課長。

企画財政課長（高江裕之） まず1点目の相談者と町内を回り、直接物件を確認することがあるかにつきましては、住まいに関する相談では、物件の見

学を希望される場合につきましては、管理等されている方のご協力を得た上で案内をしている状況でございます。

あと、確認の希望をされた場合の希望日、相談者の希望日に対応しているかどうか等につきましては、まず、可能な限り相談者の希望に合うように対応いたしております。これまでから、土曜日、日曜日に相談を希望されることが多かったことから、この相談窓口の方を令和6年度までは、火曜日と木曜日に開けておりましたが、令和7年度からは木曜日、そして土曜日、日曜日と曜日を更改いたしております、土曜日、日曜日に対応できるようにしております。

また、それ以外の曜日を希望される場合につきましては、移住相談の担当職員の方の勤務日の調整が行える場合は、なるべく希望日に対応できるようにしているところでございます。

以上でございます。

議長（奥田俊夫） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 木村健太議員。

1番（木村健太） 再質問ではなく、要望としてなんですが、相談件数を踏まえましても本町の手厚い子育て支援施策に加え、豊かな自然環境や京都、奈良へのアクセスのよさもあり、多くの方に関心を持っていただけていると考えます。本町に関心を持っていただける方の選択肢が今後、少しでも増えるように、空き家や空き地バンクの登録数が増えればと思うとともに地域防災の観点も考慮いただき、今後も空家の確認・把握に努めていただきたいと思います。

次に、町民体育大会における送迎バスの運行についてなんですが、特に会場から遠くに住んでおられる子育て世代の方や高齢者の方にとっては、移動の不便さが参加をためらう障壁となっているのではないかと思います。町民体育大会は、住民の皆様にも長年親しまれてきた行事ですので、送迎バスの運行についてもぜひとも検討していただきたいと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

議長（奥田俊夫） これで一般質問を終わります。

この際、暫時休憩します。13時40分まで。

休憩 午後 0時11分

再開 午後 1時40分

議長（奥田俊夫） 休憩前に引き続き、再開します。

次に、日程第5、報告第10号、専決処分の報告についてを議題とします。

本件につきましては、地方自治法第180条第2項に基づく報告事項ですので、報告を受けるにとどめたいと思います。

提出者から報告を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 木村学校教育課長。

理事（木村恵理） それでは、報告第10号、専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

記といたしまして、工事請負契約変更の件でございます。

次ページをお開きください。専決処分書であります。

工事請負契約変更の件。

工事請負契約変更について、別紙のように定める。

上記のことについて、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分するものとする。

なお、今回の変更につきましては、空調機器の仕様確認による配線等の追加や避難所として活用する際の空調運転時間を延長するために必要となる集合装置等の追加、及び体育館内の放送室と控室を使用する場合を考慮して、遮光カーテン及びガラスフィルムの追加をしたことなどにより、請負金額の変更が生じたものでございます。

それでは、次ページをお開きください。工事請負契約変更の件。

井手小学校体育館空調設備等整備工事について、地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり工事請負契約の変更を専決処分する。

記といたしまして、1、契約の対象。6井教学第5号、井手小学校体育館空調設備等整備工事。2、変更契約金額。金6,007万5,400円、うち取引に係る消費税額、金546万1,400円。3、今回変更による増額。金347万4,900円、うち取引に係る消費税額、金31万5,900円。4、契約の相手方。京都府綴喜郡井手町大字井手小字南玉水48番地の3、中和建設株式会社、代表取締役、中谷英輔氏。5、契約の方法。一般競争入

札による契約でございます。

以上、報告に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫） 以上で報告第10号、専決処分の報告についてを終わります。

次に、日程第6、議案第66号、工事請負契約について同意を求める件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 辻井建設課長。

建設課長（辻井祐介） それでは、議案第66号、工事請負契約について同意を求める件についてご説明申し上げます。

町道29号線第2工区道路改良その14工事について、下記のとおり工事請負契約をしたいので、井手町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により同意の議決を求める。

記といたしまして、1、契約の対象。7道改第6号、町道29号線第2工区道路改良その14工事。2、契約金額。金7,755万1,100円、うち取引に係る消費税額、金705万100円。3、契約の相手方。京都府綴喜郡井手町大字井手小字橋ノ本35-1、西田建設株式会社、代表取締役、西田厚氏。4、契約の方法。一般競争入札による契約。

なお、今回の工事請負契約につきましては、町道29号線の支援学校側の土工、ブロック積みの工事であります。

また、工期につきましては令和8年10月30日を予定しており、入札の概要としましては、入札参加者は10者であり、そのうち応札者は9者、1者が辞退でありました。予定価格は税抜き7,964万9,000円、調査基準価格は7,194万円、失格基準価格は税抜き7,050万1,000円であり、落札金額は税抜き7,050万1,000円、落札率は88.51%であり、調査基準価格以下でありましたので低入札価格調査のヒアリングを実施しております。

他の入札者の入札金額につきましては、株式会社ヤマダが税抜き7,050万1,000円、株式会社松輝が税抜き7,050万1,000円、雅豊建設株式会社が税抜き7,050万1,000円、小川組株式会社が税抜き7,050万1,000円、栄建が税抜き7,050万1,000円、中和

建設株式会社が税抜き7,050万4,000円、株式会社田中組が税抜き7,194万円、株式会社中谷土建が税抜き7,194万円であります。

6者の入札金額が同額でありましたので、くじにより業者を選定後、低入札価格調査のヒアリングを実施し、落札者を決定しております。

以上、簡単ではございますが説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫）　質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫）　討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第66号、工事請負契約について同意を求める件を採決します。

議案第66号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（奥田俊夫）　挙手全員です。したがって、議案第66号は同意することに決定しました。

次に、日程第7、議案第67号、工事請負契約について同意を求める件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫）　辻井建設課長。

建設課長（辻井祐介）　それでは、議案第67号、工事請負契約について同意を求める件についてご説明申し上げます。

町道29号線第2工区道路改良その15工事について、下記のとおり工事請負契約をしたいので、井手町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により同意の議決を求める。

記といたしまして、1、契約の対象。7道改第7号、町道29号線第2工区道路改良その15工事。2、契約金額。金7,342万5,000円、う

ち取引に係る消費税額、金 6 6 7 万 5 , 0 0 0 円。3、契約の相手方、京都府綴喜郡井手町大字井手小字玉ノ井 1 2 - 1、株式会社ヤマダ、代表取締役、山田敬幸氏。4、契約の方法。一般競争入札による契約。

なお、今回の工事請負契約につきましては、町道 2 9 号線の府道側の土工、ブロック積みの工事であります。

また、工期につきましては令和 8 年 1 2 月 2 5 日を予定しており、入札の概要としましては、入札参加者は 9 者であり、そのうち応札者は 8 者、1 者は辞退でありました。

予定価格は税抜き 7 , 0 4 4 万 3 , 3 0 0 円、調査基準価格は税抜き 6 , 8 1 1 万 3 , 0 0 0 円、失格基準価格は税抜き 6 , 6 7 5 万円であり、落札金額は税抜き 6 , 6 7 5 万円、落札率は 8 9 . 6 7 % であり、調査基準価格以下でありましたので低入札価格調査のヒアリングを実施しております。

他の入札者の入札金額につきましては、中和建設株式会社が税抜き 6 , 6 7 5 万円、株式会社松輝が税抜き 6 , 6 7 5 万円、雅豊建設株式会社が税抜き 6 , 6 7 5 万円、栄建が税抜き 6 , 6 7 5 万円、株式会社田中組が税抜き 6 , 8 1 3 万 3 , 0 0 0 円、株式会社中谷土建が税抜き 6 , 8 1 3 万 3 , 0 0 0 円、小川組株式会社が税抜き 6 , 8 7 5 万円であります。

5 者の入札金額が同額でありましたので、くじにより業者を選定後、低入札価格調査のヒアリングを実施し、落札者を決定しております。

以上、簡単ではございますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫）　　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫）　　谷田健治議員。

2 番（谷田健治）　　町道 2 9 号線、ずっとこれ、工事続いていて、9 月 3 日に僕、現地調査に伺ったんですけども、これでもう道路部分、終わりになるということでしょうか。それだけ確認したいんですが。

以上です。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫）　　辻井建設課長。

建設課長（辻井祐介）　　今回提案させていただいていますその 1 4 工事とそ

の15工事が終わりますと、道路の築造の方は完成します。

以上です。

議長（奥田俊夫） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第67号、工事請負契約について同意を求める件を採決します。

議案第67号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（奥田俊夫） 挙手全員です。したがって、議案第67号は同意することに決定しました。

次に、日程第8、議案第68号、工事請負契約について同意を求める件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 木村学校教育課長。

理事（木村恵理） それでは、議案第68号、工事請負契約について同意を求める件についてご説明申し上げます。

泉ヶ丘中学校体育館空調設備等整備工事について、下記のとおり工事請負契約をしたいので、井手町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により同意の議決を求める。

記といたしまして、1、契約の対象。7井教学第7号、泉ヶ丘中学校体育館空調設備等整備工事。2、契約金額。金1億714万円、うち取引に係る消費税額、金974万円。3、契約の相手方。京都府綴喜郡井手町大字井手小字南玉水48番地の3、中和建設株式会社、代表取締役、中谷英輔氏。契約の方法。一般競争入札による契約。

なお、今回の工事請負契約につきましては、泉ヶ丘中学校体育館に空調設備等の整備を実施する工事でございます。工期につきましては、令和8年1

0月31日を予定しており、入札の概要といたしましては、入札参加者は3者、予定価格は税抜き1億750万円。調査基準価格は税抜き9,858万1,000円、失格基準価格は税抜き9,660万9,000円であり、落札金額は税抜き9,740万円。落札率は90.60%であり、調査基準価格以下でありましたので低入札価格調査のヒアリングを実施しております。

他の入札者の入札金額につきましては、株式会社巖建設工業が税抜き9,850万7,000円。株式会社タイセイが税抜き9,910万円でありました。

以上、簡単ではございますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫）　質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫）　討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから議案第68号、工事請負契約について同意を求める件を採決します。

議案第68号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（奥田俊夫）　挙手全員です。したがって、議案第68号は同意することに決定しました。

次に、日程第9、議案第69号、工事請負契約について同意を求める件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫）　西島同和・人権政策課長。

同和・人権政策課長（西島豊広）　それでは、議案第69号、工事請負契約について同意を求める件についてご説明申し上げます。

いづみ人権交流センター体育館空調設備整備工事につきまして、下記のと

おり工事請負契約したいので、井手町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により同意の議決を求める。

記といたしまして、1、契約の対象。7い人セ第1号、いづみ人権交流センター体育館空調設備整備工事。2、契約の金額。金5,716万4,800円、うち取引に係る消費税額、金519万6,800円。3、契約の相手方。京都府綴喜郡井手町大字井手小字梅ノ木原72-1、株式会社巖建設工業、代表取締役、木村佳子氏。4、契約の方法。一般競争入札による契約。

なお、今回の工事請負契約につきましては、いづみ人権交流センター体育館に空調設備を設置する工事であります。また、工期につきましては令和8年8月31日を予定しており、入札の概要としましては、入札参加者は4者、予定価格は税抜き5,660万円、調査基準価格は税抜き5,159万8,000円、失格基準価格は税抜き5,056万6,000円であり、落札金額は税抜き5,196万8,000円、落札率は91.82%でありました。

落札者以外の入札金額につきましては、株式会社タイセイが税抜き5,198万円、株式会社田中組が税抜き5,461万9,000円でありました。

なお、他の入札者は無効でありました。

以上、簡単ではございますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫）　質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫）　討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第69号、工事請負契約について同意を求める件を採決します。

議案第69号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（奥田俊夫）　挙手全員です。したがって、議案第69号は同意することに決定しました。

次に、日程第10、議案第70号、工事請負契約変更について同意を求める件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 辻井建設課長。

建設課長(辻井祐介) それでは、議案第70号、工事請負契約変更について同意を求める件についてご説明申し上げます。

町道34号線橋梁A1下部工工事について、下記のとおり請負契約を変更したいので、井手町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により同意の議決を求める。

記といたしまして、1、契約の対象。7道橋第1号、町道34号線橋梁A1下部工工事。2、変更契約金額。金9,255万6,200円、うち取引に係る消費税額、金841万4,200円。3、今回変更による増額。金1,112万2,100円、うち取引に係る消費税額、金101万1,100円。4、契約の相手方、京都府綴喜郡井手町大字井手小字玉ノ井12-1、株式会社ヤマダ、代表取締役、山田敬幸氏。5、契約の方法、一般競争入札による契約。

なお、今回の変更につきましては、工事において掘削が必要な範囲に、当初確認できなかった河床ブロックなどの支障物が出てきたことによる撤去工の追加、河床掘削部からの湧水処理のための水替工の追加、また、橋梁の基礎ぐいを打ち込む機械について、当初想定していた施工機械の搬入が困難であることが判明したため、小型の施工機械に変更したことなどによる増額であります。

以上、簡単ではございますが、説明に代えさせていただきます。

議長(奥田俊夫) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(奥田俊夫) 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（奥田俊夫） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第70号、工事請負契約変更について同意を求める件を採決します。

議案第70号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（奥田俊夫） 挙手全員です。したがって、議案第70号は同意することに決定しました。

次に、日程第11、議案第71号、工事請負契約変更について同意を求める件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 木村学校教育課長。

理事（木村恵理） それでは、議案第71号、工事請負契約変更について同意を求める件についてご説明申し上げます。

多賀小学校体育館空調設備等整備工事について、下記のとおり請負契約を変更したいので、井手町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により同意の議決を求める。

記といたしまして、1、契約の対象。6井教学第6号、多賀小学校体育館空調設備等整備工事。2、変更契約金額。金7,130万6,400円、うち取引に係る消費税額、金648万2,400円。3、今回変更による増額、金615万3,400円、うち取引に係る消費税額、金55万9,400円。4、契約の相手方、京都府綴喜郡井手町大字井手小字梅ノ木原72-1、株式会社巖建設工業、代表取締役、木村佳子氏。5、契約の方法。一般競争入札による契約。なお、今回の変更につきましては、現在進めております多賀小学校体育館空調設備等整備工事の変更でございます。主な変更内容といたしましては、都市ガス供給停止時の運転に必要な集合装置等プロパンガス設備の整備の追加及び仮設ガスボンベ設置スペースの追加、非常時のガスの変換装置の整備等の追加でございます。

以上、簡単ではございますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(奥田俊夫) 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。
これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(奥田俊夫) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。
これから、議案第71号、工事請負契約変更について同意を求める件を採決します。

議案第71号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(奥田俊夫) 挙手全員です。したがって、議案第71号は同意することに決定しました。

次に、日程第12、議案第57号、井手町人権尊重のまちづくり条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 林田いづみ人権交流センター所長。

いづみ人権交流センター所長(林田夕加) それでは、議案第57号、井手町人権尊重のまちづくり条例制定の件につきまして、ご説明申し上げます。

井手町人権尊重のまちづくり条例を別紙のように定める。

なお、今回の条例制定につきましては、令和7年4月に京都府において京都府人権尊重の共生社会づくり条例が制定されたことに伴い、本町におきましても、人権尊重のまちづくりを推進するため、町ならびに住民及び事業者の責務や差別解消に向けた体制の充実、また委員会を設置するため、新たに条例制定を行うものであります。

それでは、1ページをご覧ください。井手町人権尊重のまちづくり条例。

井手町人権尊重のまちづくり条例を次のとおり制定する。

まず、前文であります。

次に、第1章、総則でありまして、第1条、目的の規定であります。

2ページをご覧ください。

第2条、定義の規定であります。

第3条、基本理念の規定であります。

第4条、差別の禁止の規定であります。

第5条、表現の自由等への配慮の規定であります。

第6条、町の責務の規定であります。

3ページをご覧ください。

第7条、住民等の責務の規定であります。

第8条、推進方針の策定等の規定であります。

第9条、調査の実施の規定であります。

第10条、教育及び啓発の実施の規定であります。

第11条、推進体制の充実の規定であります。

次に、第2章、差別の解消に向けた体制の充実でありまして、第12条、相談業務の規定であります。

4ページをご覧ください。

第13条、申立ての規定であります。

第14条、助言又はあっせんの規定であります。

5ページをご覧ください。

第15条、あっせんに関する勧告の規定であります。

第16条、意見の聴取の規定であります。

第17条、助言及びあっせん並びに勧告の状況の公表の規定であります。

第18条、差別に係る調査の規定であります。

第19条、町長が申立ての相手方である場合の規定であります。

6ページをご覧ください。

次に、第3章、声明でありまして、第20条、声明の規定であります。

次に、第4章、人権尊重推進委員会でありまして、第21条、人権尊重推進委員会の設置の規定であります。

第22条、守秘義務の規定であります。

7ページをご覧ください。次に、第5章、雑則でありまして、第23条、委任の規定であります。

附則といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行する。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(奥田俊夫) 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

お諮りします。本件については、会議規則第39条の規定により、産業厚生常任委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(奥田俊夫) 異議なしと認めます。したがって、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第13、議案第58号、井手町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 花木住民福祉課長。

理事(花木秀章) それでは、議案第58号、井手町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件につきまして、ご説明申し上げます。

井手町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のように定める。

なお、今回の条例制定につきましては、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により新たに導入されたいわゆるこども誰でも通園制度について、令和8年度から全ての市町村で実施することとなり、当該事業の設備や運営に関する基準については、各市町村が条例で規定しなければならないとされていることから、本町においても基準となる条例制定を行うものであります。

それでは、1ページをご覧ください。井手町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例。

井手町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のとおり制定する。

まず、第1章、総則でありまして、第1条、趣旨の規定であります。

第2条、最低基準の目的の規定であります。

第3条、最低基準の向上の規定であります。

2ページをご覧ください。

第4条、最低基準と乳児等通園支援事業者の規定であります。

第5条、乳児等通園支援事業者の一般原則の規定であります。

3ページをご覧ください。

第6条、乳児等通園支援事業者と非常災害の規定であります。

第7条、安全計画の策定等の規定であります。

第8条、自動車を運行する場合の所在の確認の規定であります。

4ページをご覧ください。

第9条、乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件の規定であります。

第10条、乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等の規定であります。

第11条、他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準の規定であります。

第12条、利用乳幼児を平等に取り扱う原則の規定であります。

第13条、虐待等の禁止の規定であります。

第14条、衛生管理等の規定であります。

5ページをご覧ください。

第15条、食事の規定であります。

第16条、乳児等通園支援事業所内部の規程であります。

第17条、乳児等通園支援事業所に備える帳簿の規定であります。

第18条、秘密保持等の規定であります。

6ページをご覧ください。

第19条、苦情への対応の規定であります。

次に、第2章、乳児等通園支援事業でありまして、第20条は、乳児等通園支援事業の区分の規定であります。

第21条は、設備の基準の規定であります。

少し飛びまして、9ページをご覧ください。

第22条は、職員の規定であります。

10ページをご覧ください。

第23条は、乳児等通園支援事業の内容の規定であります。

第24条は、保護者との連絡の規定であります。

第25条は、設備及び職員の基準の規定であります。

11ページをご覧ください。

第26条は、準用の規定であります。

次に、第3章、雑則でありまして、第27条は、電磁的記録の規定であります。

次に、附則であります。この条例は、令和8年4月1日から施行する。

以上、簡単であります。説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

お諮りします。本件については、会議規則第39条の規定により、産業厚生常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 異議なしと認めます。したがって、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第14、議案第59号、情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 平間総務課長。

総務課長（平間克則） それでは、議案第59号、情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例制定の件についてご説明申し上げます。

情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のように定める。

なお、今回の改正につきましては、令和6年度に実施しましたアナログ規制点検業務によりまして、アナログ規制として見直しが必要とされた条例について、所要の改正を行うものであります。

それでは、7ページをご覧ください。

情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表（第1条関係）でありまして、井手町公告式条例の一部改正であります。

例規ページ数71、第2条、条例の公布の規定でありまして、アナログ規

制の見直しに伴いまして、条例等の公布を行う方法について、現行の役場前掲示板への掲示に加えまして、井手町ホームページ上への掲載を追加する条文の整備であります。

それでは、８ページをご覧ください。

情報通信技術の効果的な活用のため規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表（第２条関係）でありまして、井手町行政手続条例の一部改正であります。

例規ページ数４３５、第１５条、聴聞の通知の方式の規定でありまして、アナログ規制の見直しに伴い、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合における聴聞の通知の方法について、現行の役場前掲示板への掲示に加えまして、井手町ホームページへの掲載を追加する条文の整備であります。

次に、９ページをご覧ください。

例規ページ数４３６、第１６条、代理人の規定でありまして、先ほどの第１５条の改正に伴う文言の整理であります。

その下、例規ページ数４３７、第２２条、続行期日の指定の規定でありまして、同じく第１５条の改正に伴う文言の整理であります。

その下、例規ページ数４３８、第２９条、聴聞に関する手続の準用の規定でありまして、こちらも同じく第１５条の改正に伴う文言の整理であります。

それでは、１１ページをご覧ください。情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表（第３条関係）でありまして、井手町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正であります。

例規ページ数２７９３の４１、目次でありまして、第５３条に電磁的記録等の条文の新設に伴いまして、新たに第４章雑則の目次を追加するものであります。

その下、例規ページ数２７９３の４３、第５条、内容及び手続の説明及び同意の規定でありまして、同じく第５３条、電磁的記録等の条文の新設に伴う規定の整備であります。

例規ページ数２７９３の４９、第２３条、掲示等の規定でありまして、アナログ規制の見直しに伴い、特定教育・保育施設の重要事項について、書面掲示に加えまして、井手町ホームページへの掲載を義務づける条文の整備で

あります。

それでは、12ページをご覧ください。例規ページ数2793の53、第38条、内容及び手続の説明及び同意の規定でありまして、第53条、電磁的記録等の条文の新設により整理した先ほどの第5条の規定を引用していることに伴う規定の整理であります。

その下でございます。新設となりますので、ページ数はございません。第4章雑則、第53条、電磁的記録等の規定でありまして、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の規定に準じるとともに、アナログ規制の見直しに伴いまして、新たに規定を設けるものであります。

それでは、16ページをご覧ください。情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表（第4条関係）でありまして、介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準に関する条例の一部改正であります。

例規ページ数3099の37、第9条、内容及び手続の説明及び同意の規定でありまして、アナログ規制の見直しに伴い、利用者からの申出に基づき、文書交付を行う際の代替手段の一つについて、個別の記録媒体を媒体の種類を示さない形の文言に改める条文の整備であります。

その下、例規ページ数3099の129の4、第203条、電磁的記録等の規定でありまして、先ほどの第9条の改正に伴う文言の整理であります。

それでは、18ページをご覧ください。情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表（第5条関係）でありまして、介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等の基準に関する条例の一部改正であります。

例規ページ数3099の137、第11条、内容及び手続の説明及び同意の規定でありまして、アナログ規制の見直しに伴い、利用者からの申出に基づき、文書交付を行う際の代替手段の一つについて個別の記録媒体を媒体の種類を示さない形の文言に改める条文の整備でございます。

その下、例規ページ数3099の169、第91条、臨時的記録等の規定でありまして、先ほどの第11条の改正に伴う文言の整理でございます。

それでは、20ページをご覧ください。情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表（第6条関

係)でありまして、介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業等の事業の人員等の基準に関する条例の一部改正であります。

例規ページ数3099の183、第6条、内容及び手続の説明及び同意の規定でありまして、こちらもアナログ規制の見直しに伴い、利用者からの申出に基づき、文書交付を行う際の代替手段の一つについて、個別の記録媒体を媒体の種類を示さない形の文言に改める条文の整備でございます。

その下、例規ページ数3099の194、第33条、電磁的記録等の規定でありまして、先ほどの第6条の改正に伴います文言の整備でございます。

それでは、22ページをご覧ください。情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表(第7条関係)でありまして、介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員等の基準に関する条例の一部改正であります。

例規ページ数3099の213、第6条、内容及び手続の説明及び同意の規定でありまして、アナログ規制の見直しに伴いまして、利用者からの申出に基づき、文書交付を行う際の代替手段の一つについて、個別の記録媒体を媒体の種類を示さない形の文言に改める条文の整備であります。

その下、例規ページ数3099の225、第35条、電磁的記録等の規定でありまして、先ほどの第6条の改正に伴う文言の整理であります。

それでは、24ページをご覧ください。情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表(第8条関係)でありまして、井手町都市公園条例の一部改正であります。

例規ページ数3491の3、第11条の3、工作物等を保管した場合の公示の方法の規定でありまして、アナログ規制の見直しに伴い、工作物等保管時の公示の方法について、現行の役場前掲示板への掲示に加えまして、井手町ホームページへの掲載を追加する条文の整備でございます。

それでは、5ページにお戻りください。下の方でございますが、附則であります。第1項、施行期日の規定であります。この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

次に、第2項、井手町公告式条例の一部改正に伴う経過措置の規定であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫）　　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫）　　脇本尚憲議員。

7番（脇本尚憲）　　今回、この通信技術の効果的な活用ということで、いわゆるアナログのものをデジタル化していくということで、やはりそういったことというのはどんどん取り組んでいって効率化をということなんですが、説明の中でアナログ規制の媒体を指定している見直しということで、利用者からの申出により、文書交付を行う代替手段の一つとして云々というのがあるので、物すごいこの辺が、先ほどの介護や保育など、住民の方に携わるものだと思うんですけど、もう少し分かりやすく、具体的にどういった住民の方にデジタル化することになるのかというのが、説明できるものがありましたらお願いします。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫）　　坂井高齢福祉課長。

高齢福祉課長（坂井幸一郎）　　アナログ規制に係ります手続きでありましたり、説明であったり、同意に関することなんですけれども、今回のアナログ規制に関しましては、まず介護保険に関しましては、サービス提供の開始時に利用者やその家族の方に対して、運営規定や重要事項説明書など、そういったものを記した文書を交付して説明を行って、同意を得なければならないとされているんですけれども、その文書に関しましては、紙であったり、デジタルでもいいということに現在なっております、紙でもデジタルでもいいんですけれども、条例の中に、CD-ROMなど具体的なアナログ規制が残るような文言がありましたので、今回の改正に伴いまして、アナログ的なCD-ROMという言葉がありますと、アナログの規制のものになってしまいますので、そういったものを削除する、改めるための条例改正となっております。

今も多くの町内の事業所では紙で同意を取られていますけれども、これをCD-ROMなど、文言を消すことによって、紙でやるのが駄目というのではなくて、それぞれの事業所のやりやすいように、また、利用者が分かりやすいような形で事業の方はやられていくと考えております。

以上です。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 脇本尚憲議員。

7番（脇本尚憲） 別件なんですけども、今回、アナログからデジタルにということで、こういうことを行くと、今度はデジタルに対する対応をしていかなければならないと思うんです。個人情報なども取り扱うことが多いですし、昨今、例えばビール会社であったり、事務用品の販売の会社なんかگرانサムウェアという攻撃を受けて事業ができないということがあって、自治体でそういったことが起こるのかどうかは分からないんですけど、もちろんそういう対策はちゃんとされていると思うんですけども、いま一度その対策やマニュアルなど、そういったものがあるのかご確認します。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 平間総務課長。

総務課長（平間克則） ただいまのご質問ですけども、ほぼホームページ上に掲載するようなものにつきましては、今どういった形で掲示していくのかというのは、これから例えばインターネット掲示みたいなものを例えば作って、そういうところに公布する、文書等を集めていくみたいなことをするときには、本来、もともと本町のホームページ上のシステムのそういう対策はあるので、そこは問題ないと考えておりますが、そのほかに何か今回のアナログ規制の見直しによって、何か対策的にマニュアルなど、そういうものはまだ作成はしておりませんので、そういうものが必要になるようになりましたら、個人情報が出ていかないようにということとは、しっかり対策を取って進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（奥田俊夫） ほかに質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2番（谷田健治） 質問ですけど、これ読んでたら、紙のものもしばらくとつか、それと並行していくわけですね。そういうふうに理解していいのかどうかと、デジタルでやった場合、例えば紙の場合だと、仮に情報にミスがあったとき、そこで済むんですけども、ホームページに載せるということは、それはもう物すごい広がりがあったりするわけではないですか。そこがデジタルの怖いところでもあると思うんです。その対応をかなりきちっとしな

いと、非常に怖いなというのもあるので、そのあたりの対応、今、脇本議員の質問でも言われたんですが、井手町だけでできるものなのか、それともほかの自治体とも連携しながらやるようなものなのか、そのあたりはどうでしょうか。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 平間総務課長。

総務課長(平間克則) ただいまのご質問で、まず紙との並行、それは今のところは、いきなり紙から全てホームページ上にとということでは想定しておりませんで、紙でもやるし、ホームページにも上げるというような形で考えているところでございます。

ホームページに載せるところが怖い部分みたいなことでおっしゃっていただきましたけども、基本的には井手町役場前の掲示板ということで、今、公告式条例で定めているところに貼っている紙については、井手町の住民だけでなく、全ての方に見ていただいても何ら支障がない公の文書でありますので、これが、間違っただけのものを何かアップしたりということになりましたら、それはまた問題はあるかもしれませんが、掲示板に貼るものと同じものをホームページで見れるようにするというようなイメージでありますので、それが広がって何か町に影響を及ぼすようなことは特にはないというふうに想定しております。

以上でございます。

議長(奥田俊夫) ほかに質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(奥田俊夫) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(奥田俊夫) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第59号、情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例制定の件を採決します。

議案第59号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(奥田俊夫) 挙手全員です。したがって、議案第59号は原案のお

り可決されました。

次に、日程第15、議案第60号、井手町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 平間総務課長。

総務課長（平間克則） それでは、議案第60号、井手町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定の件についてご説明申し上げます。

井手町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

なお、今回の改正につきましては、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、本町の地方公共団体情報システムが令和7年度末までに標準化されることに伴い、新たに個人番号の独自利用を行う事務について規定するため、所要の改正を行うものであります。

それでは、4ページをご覧ください。井手町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表であります。

例規ページ数461、第3条、町の責務の規定でありまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律。以下、番号法と申し上げます。

番号法第9条第2項の規定による条例で定める事務。こちら、以下、独自利用事務と申し上げます。独自利用事務の開始に伴い、町の責務を追加する条文の整備であります。

その下、同じく例規ページ数461、第4条、個人番号の利用範囲の規定でありまして、独自利用事務の開始に伴い、所要の規定を設ける条文の整備であります。

まず、第1項につきましては、新たに設けます別表第1に規定する独自利用事務及び、こちらも新たに設けます別表第2に規定する独自利用事務の庁

内連携について規定する条文の整備であります。

次に、4 ページから 5 ページの第 2 項につきましては、独自利用事務の庁内連携を行うことができる旨、新たに規定する条文の整備であります。

次に、第 3 項につきましては、番号法第 9 条第 1 項に規定する事務、こいら、以下、法定利用事務と申し上げます。法定利用事務の庁内連携に関する規定でありまして、条文の新設に伴い、番号を繰り下げる条文の整備でございます。

次に、第 4 項につきましては、法定利用事務におきまして、住登外者宛名番号管理機能を用いて住登外者宛名番号を附番、管理する事務を新たに独自利用事務として包括的に規定するための条文の整備であります。

次に、第 5 項につきましては、条文の新設に伴いまして、番号の繰下げに伴う条文の整備及び字句の整備であります。

それでは、その下、6 ページをご覧ください。こちら、新設となりますので、ページ数はございません。

別表第 1（第 4 条関係）でありまして、独自利用事務について新たに規定するものでございます。続きまして、その下、同じく新設となりますので、ページ数はございません。

別表第 2（第 4 条関係）でありまして、独自利用事務の庁内連携について新たに規定するものでございます。

それでは、3 ページにお戻りください。下の方でございます。附則であります。

この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫）　谷田健治議員。

2 番（谷田健治）　まず最初に、意味がどういうことなのかと分かりにくい条文がありますのでお聞きします。

4 ページです。4 ページの例規ページ数 4 6 1、町の責務というところがございます。下線引いてあるところ、国との連携を図りながら、自主的かつ

主体的、これは町が自主的かつ主体的にやりなさいよというようなことだと思うんですが、次の地域の特性に応じた施策を実施する。この地域の特性というのは、地域というのは井手町ですか。井手町の特性に応じたなど、そういうことだと思うんですけども、この条例改正において、今までマイナンバーが使えなかったことも使えるようにしようという改正だと思うんですけども、その特性というのはどういうことなのかなというのが私は理解できないので、分かる範囲で結構ですのでお伺いします。まず、それが1点目です。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 平間総務課長。

総務課長(平間克則) 町の責務に関わる地域の特性に応じた施策を実施ということでございまして、もちろん、今回の独自利用に関係する部分につきましては、別表にもありますように、本町の独自利用事務、福祉医療に関することでありますとか、子育て支援医療費、また、老人医療費の支給、重度心身障がい者や老人健康管理事業、それと障がい者自立支援特別対策事業ということで、こういった井手町におけるこの条例に係る部分という部分で、それぞれ地域の特性というのがあるということでございまして、こういった町の責務の中でこういった規定を設けているというところでご理解いただければと思います。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 谷田健治議員。

2番(谷田健治) 今ので理解できました。

あと、今までマイナンバー法で規制されていた事務があったと思います。9条の1項、法定事務ですか。法定事務では、三つほどありますよね。それは今までからやっていたんだけど、今回、この条例改正によって、それ以外に今、総務課長がおっしゃったような井手町独自のいろんな手続について、マイナンバーを使えるようにすると、そういう理解でよろしいですか。要は、9条に関わることを使えるということでもよろしいのでしょうか。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 平間総務課長。

総務課長(平間克則) 第9条第1項は、法定利用事務というところでございまして、これまでもあるものでございます。今回、第9条第2項で定める、規定されております税であったり防災の関係であったりという部分の独自利

用という部分については、今回条例で提案させていただいている内容のみと
いうことです。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2番（谷田健治） 税などというのは、第1項で決まっていますよね。だけ
ど、井手町でいろんな手続ですよ。ここにざっと表に書かれているような
手続も、マイナンバーを使ってそういう手続ができるというのがざっと出て
いるかと思うんです。非常にたくさんあるなと思うんですが、そういうこと。
それが独自利用事務という理解でよろしいでしょうか。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 中谷保健医療課長。

保健医療課長（中谷 誠） 今回の独自利用事務なんですけども、マイナンバ
ーカードを活用した医療費助成のオンライン資格確認を実施する事業という
ことで、現在、マイナンバーカードを保険証として登録されている方につ
きましては、医療機関や薬局で対象の方が受診するときには、マイナ保険証と
紙の福祉医療などの受給者証を窓口で、マイナンバーカードと受給者証を提
示しているということで、今回の改正につきましては、そういうことに対応
している医療機関では、マイナ保険証1枚だけで受診できるようになるとい
うものでございます。

以上です。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2番（谷田健治） かなり広い範囲だと思うんです。例えば、住民票関係や
地方税や生活保護関係の、そういういろんな手続にマイナンバーを使うとい
うことですよね、だというふうに理解する。それが、ここで言うと第2項で
すか。従来からそれは、この条例が制定されている現在では、第2項に掲げ
られているような、今回掲げられているようなこれは、マイナンバーを使っ
てはやってなかったんです。番号を使ってやってなかったんですけども、今回、
この条例改正によって、それらもマイナンバーを使ってできるようにするん
だというふうに、理解しているんですが、それでよろしいですか。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 平間総務課長。

総務課長（平間克則） マイナンバーを使う、利用させていただくということについては、番号を使うのはもちろん、今回のこの条例改正によりまして、独自で定めているところがございます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2番（谷田健治） 分かりました。そうすると、この条例そのものは、マイナンバーカード、番号ですね。カードというとややこしいので、ナンバーです。マイナンバーを使って、井手町の中で、今まで取り寄せるような書類など、そういうようなのもそれとできるというふうに理解しているんです。これ、第2項のことが決まりましたら、他の自治体とのやり取りができるようになると思うんです。他の自治体というのは、例えばこれ、情報提供ネットワークシステムを利用できるということになるんですが、そこまで考えておられるのか。いや、あくまでも井手町内だけの対応で今、済まそうとしているのか、そのあたりはどうでしょうか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 中谷保健医療課長。

保健医療課長（中谷 誠） 情報提供ネットワークシステムといいますのは、行政機関、ほかの地方公共団体が特定の個人情報と相互にやり取りするためのシステムでございまして、それを使用して、ほかの地方公共団体と個人情報を照会、提供するというところでございます。その情報連携するためには、個人情報保護委員会というところに届出をしなくてはならなくて、それを届出することによって利用できるということになるんです。

以上です。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2番（谷田健治） 今おっしゃったとおりだと思いますが、これ、条例制定して、井手町が他の地方公共団体含めてそういう提携ができるようになるんです、やろうと思えば。ただし、それは情報提供ネットワークシステムのためには個人情報保護委員会に届出をすると、そこで審査があると思うんです。そういうことも見通した条例改正なのか、いやいや、もうそういうことはなくて、今この改正によって、庁舎内だけでの、井手町内だけでの従来使っていなかったマイナンバー、番号を使ったのを目的とした条例改正なのかとい

うのは、分かりにくいので、もう広げようとしておられるのか。広げたらいろいろ、転出、転居されてきた方がそこで、井手町の窓口でこんな書類をもらってきてくださいなど、ずっといっぱいあると思うんです、転居されたら。それをそのカードでお互いに提携したらできるというふうに聞いているんですけども、そこまで見通しておられるのか。これは審査があると思います。これもし通って、そこまで見通しているとしたら、これ、個人情報保護委員会に届けるというふうになると思うんです。これは10か月ぐらいかかるらしいです、審査を受けて。そういうふうになるんですが、そこまで見通していないんです。そのあたりはどうですか。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 平間総務課長。

総務課長(平間克則) 他の行政機関なり地方公共団体との情報連携、もちろん、今回の改正によりまして、番号法の規定によって行うことができるということになります。ですので、できますので、うちの方ではそれをやりませんということにはならないかとは思いますが、そういった場合には、個人情報保護委員会に届け出る必要があるというところでご理解いただきたいと思います。

議長(奥田俊夫) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(奥田俊夫) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 谷田健治議員。

2番(谷田健治) 討論を行います。議案第60号の井手町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定の件について、反対の立場から討論します。

本議案は、マイナンバー法第9条1項に規定された法定事務だけでなく、第9条2項に規定された独自利用事務にも、マイナンバー自体の番号を行政手続に利用するというものです。

2023年6月に国会で強行されたマイナンバー法の改正以降、健康保険

証の廃止とマイナ保険証の押しつけが進められてきました。さらに、国はその後、マイナンバーを利用し、マイナンバーを提供する範囲を全行政分野へ拡大する方向を打ち出しております。今回の条例改正もその方向に乗って改正されようとしております。マイナンバーが導入されたときには、マイナンバーは税、社会保障、災害対策の3分野に限定して使用するとされていたのが、今回提案されているように、全行政分野にその利用を広げようとしています。

厚生労働省の10月末のデータでは、マイナンバーカードは全人口の8割が持っておられます。そのうち9割の方が、今問題になっているマイナ保険証に登録しておられます。しかし、実際、医療機関でマイナ保険証を使っているケースは4割にも達していません。これは厚生労働省の発表です、10月末。マイナンバーの利用については、個人情報、極めて個人情報が高いです。この庁内で扱うものは個人情報になります、それも含めて。ですから、個人情報の漏えいなど、国民の中に根強い不安が今もあります。このような状況の中で、マイナンバーの利用を全行政分野にわたって拡大していく、こういうことにつながる条例改正には反対です。

以上です。

議長（奥田俊夫） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） これで討論を終わります。

これから議案第60号、井手町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第60号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（奥田俊夫） 挙手多数です。したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩します。3時10分まで。

休憩 午後 2時54分

再開 午後 3時08分

議長（奥田俊夫） 休憩前に引き続き、再開します。

次に、日程第16、議案第64号、令和7年度井手町一般会計補正予算（第

4回)を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 高江企画財政課長。

企画財政課長(高江裕之) それでは、議案第64号、令和7年度井手町一般会計補正予算(第4回)につきまして、ご説明申し上げます。

令和7年度井手町の一般会計補正予算(第4回)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の規定でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,362万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億1,790万6,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第2条、繰越明許費の補正の規定でございます。繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

第3条、債務負担行為の補正の規定でございます。債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

それでは、3ページをご覧ください。「第2表繰越明許費補正」でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、事業名、デイサービスセンターろ過装置等取替工事2,300万円。8款土木費、2項道路橋梁費、事業名、道路新設改良費5億200万円。8款土木費、2項道路橋梁費、事業名、橋梁長寿命化事業1,120万円。8款土木費、4項都市計画費、事業名、地籍調査870万円。8款土木費、4項都市計画費、事業名、都市計画マスタープラン改定1,090万円。

次のページをご覧ください。「第3表債務負担行為補正」でございます。

議会広報印刷製本業務委託、期間、令和7年度から令和8年度まで、限度額220万円。広報紙、期間、令和7年度から令和8年度まで、限度額410万円。一般廃棄物収集運搬委託、期間、令和7年度から令和8年度まで、限度額6,600万円。ランリュック・安全帽支給事業、期間、令和7年度から令和8年度まで、限度額69万7,000円。通学カバン支給事業、期間、令和7年度から令和8年度まで、限度額43万7,000円。

次のページをご覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括にてご説明申し上げます。今回補正のある箇所のみご説明申し上げます。

歳入であります。18款寄附金、補正前の額340万9,000円、補正額699万5,000円、計1,040万4,000円であります。

20款繰越金、補正前の額2,486万9,000円、補正額3,663万2,000円、計6,150万1,000円であります。

以上、歳入合計、補正前の額61億7,427万9,000円、補正額4,362万7,000円、計62億1,790万6,000円であります。

次のページをご覧ください。

歳出であります。2款総務費、補正前の額12億8,071万円、補正額2,470万5,000円、計13億541万5,000円、財源内訳といたしまして、その他の699万5,000円、一般財源の1,771万円であります。

3款民生費、補正前の額14億4,342万3,000円、補正額164万7,000円、計14億4,507万円、財源内訳といたしまして、一般財源の164万7,000円であります。

4款衛生費、補正前の額3億9,287万7,000円、補正額156万6,000円、計3億9,444万3,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の156万6,000円あります。

8款土木費、補正前の額8億5,945万6,000円、補正額1,100万円、計8億7,045万6,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の1,100万円あります。

10款教育費、補正前の額7億1,594万7,000円、補正額470万9,000円、計7億2,065万6,000円。財源内訳といたしまして、一般財源の470万9,000円あります。

以上、歳出合計、補正前の額61億7,427万9,000円、補正額4,362万7,000円、計62億1,790万6,000円、財源内訳といたしまして、その他の699万5,000円。一般財源の3,663万2,000円あります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫） 続いて、主な事業の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 辻井建設課長。

建設課長（辻井祐介） それでは、令和7年度井手町一般会計補正予算（第4回）に計上した事業の概要についてご説明申し上げます。

なお、次ページに工事箇所図を添付しておりますので、併せてご参照願います。

図対象番号①、事業名、空家等安全対策事業、事業費1,500万円、財源内訳としまして、一般財源の1,500万円。事業の概要としまして、特定空家等解体工事1件であります。

図対象番号②、事業名、町営住宅受水槽改修工事、事業費1,100万円、財源内訳としまして、一般財源の1,100万円。事業の概要としまして、1か所（南団地2号棟）であります。

以上、簡単ではございますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 脇本尚憲議員。

7番（脇本尚憲） 歳出、8ページです。8ページにあります空家等安全対策事業ということで、先ほど説明ありましたように、特定空家の解体費用1件ということですが、今回、その特定空家を解体するに当たっての経緯についてお尋ねします。どういった形で解体になってしまったのかということの経緯をお願いします。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 高江企画財政課長。

企画財政課長（高江裕之） 今回、解体するに至った経緯でございますが、本空き家につきましては、既に特定空家等に認定している物件でございます。今年10月に近隣の方から一部建物が倒壊したというご連絡を受けて、現地を確認し、近隣住民に危険を及ぼしかねない状況となっていることから、今回、略式代執行による空き家の建物の除去を行うものでございます。本来であれば、所有者等が除去するものでございますが、今回の物件につきましては、本来管理業務を行うべき所有者等が死亡やまた相続放棄等により不在となっていることから、弁護士とも相談した上で、町として除去を行うもの

でございます。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 脇本尚憲議員。

7番(脇本尚憲) 町内には特定空家というのがここだけではなくてたくさんあると思うんです。こういうことで、略式代執行ということで、管理者が不在であるということが言われていますが、何らかの基準というのがあるって、致し方なく町として税金を使って解体するということだと思っと思うんですが、この辺というのとは何か基準を設けないと、やはり近隣の方から、私のところも、この近くのところもということ、いろいろとそういう要望などが届くことになるかと思うんですが、その一定の基準というのとは何かあるのかお尋ねします。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 高江企画財政課長。

企画財政課長(高江裕之) まず、代執行を行う基準でございますが、国の方のガイドラインで、代執行を行うために取るべき手続等は定められておりますが、代執行を行うことの判断についての基準というものが全く定められておりません。各自治体が今回の井手町のように個々の案件に応じて判断しているのが現状でございます。

ただ、今後のこともございますので、本年度、本町の方では、空き家等の対策協議会の方の立ち上げを行うこととしておりまして、そこのメンバーで学識経験者や弁護士、司法書士や建築士、そういった専門家の方をお願いをすることを予定しておりまして、そういった専門家の意見も聞きながら、今後、取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長(奥田俊夫) ほかに質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 岡田久雄議員。

9番(岡田久雄) 解体された後の土地はどういうふうになるのか。町のものになるのか、それとも国のものになるのか、本人のものになるのか、その辺はどういう感じになるんですか。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 高江企画財政課長。

企画財政課長（高江裕之） 通常の行政代執行であれば、この解体に要した費用など、所有者から徴収していくんですけど、今回もう相手方がいないということで、形といたしましては、この空き家の特別措置法に基づき、相続財産清算制度というのを活用して、この解体後の更地の売却を行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（奥田俊夫） ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2番（谷田健治） 空き家ね、僕もずっとこのことが地方紙に載りましたので、どれぐらいあるのかということで、一部ですけども、南部区なんですけど、従来から気になっているところを回って、そうすると、傾いていて、10年以上隣のおうちに引っかかっているようなのがあって、町内に。これは特定空家というものを認定しないといけない、すべきではないかと思われるようなのがあって、それをどう認定するのか。井手町の単なる空き家、管理何とかという空き家かな。それ以上進むと特定空家になるというのは見たことがあるんですけども、本当にこの1件は急になったわけですけども、以前からずっと近所の人は困っているようなのがあって、それは、役場に言っていって、もう認定されるとしますよね、特定空家というふうにして、そうしたら自動的にそこを、今回の場合はもう緊急ですけども、そういうふうにして解体というか、そういうものはしてもらえるものなのか。その基準というのをきちっとしないと、本当に困っておられるおうちがほかにもあるし、以前に、ここが困っているということで関わっていたけども、特定空家にはなりませんと言われて、なっていないところもあるんです。だから、そこが町としてきちっとしていかないと、どんどん今、増えてきていて、山沿いの家なんかはもう家が草木で隠れているというか、そういうところがあったりもするので、それは特定空家になるのかどうか分かりませんが、そのことが1点気になりますので、どういうふうにご検討されるのかなというのが1点です。

それと、現在、町として特定空家として認定というかされている物件というのは何件あるのかなというのが気になります。それ、分かれば教えてください。

さい。

それから、今回略式代執行というふうになっているんですけども、私も初めて聞いた言葉なんですけど、行政代執行とはちょっと違うみたいなんですよね。行政代執行だと、相手に対していろいろ請求などできるんですけど、略式の場合はできない状況の中でやるわけですから、例えば、そこを更地にして、どうやってその費用を回収といったら変ですけども、するのかという、その見通しというか、それもお聞きしたいですし、それから、本来ならば、今回は緊急ですけども、実際に被害を受けておられる方とお会いしましたけども、かなり以前から空き家になっていたと、今回こんなふうになったしということで、町の方に頼んだと言っておられました。そして、補正で上がっているんだろうということと言っておられたんですけど、空き家問題、もっと本格的にやらないといけないというふうに思います。

それと、あと気になるのは、家は解体できても中に何か物があった場合、それは勝手に処分できないのと違うかと思うんです。法的にどうか確認してください。できなかつたら、それを保管しないといけないのかな。その辺も気になります。そのあたりはどうなのかなというのを思います。

以上です。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 高江企画財政課長。

企画財政課長（高江裕之） まず、今後、認定をどのように考えていくかなんですけど、本来、この空き家につきましては、特別措置法におきましても、空き家の管理は所有者や管理者の責務であると定められておりますことから、基本的には所有者等にご対応いただくことを求めているというふうに考えております。

次に、現在の特定空家等につきましては、町内に、今回の物件も含めまして、全部で8件ございます。続きまして、この略式代執行による費用、本来の所有者に請求ができないということで、まず今回、先ほども申し上げましたが、法律に基づきまして、相続財産清算制度を用いまして、解体後の更地の売却を行って、売却金額から費用の回収を図ることを予定しておりますが、ただ、この相続財産清算制度により選任した弁護士や司法書士等の報酬もその売却金額から賄う必要がございます。京都府の他の市町村であった事例を見ましても、かなり回収が厳しいというふうには聞いております。

あと、今回建物を除却して、ご質問があった残置物、そちらの方につきましては、告示を行いまして、それによって同時に除去していく予定をしております。

以上でございます。

議長（奥田俊夫） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第64号、令和7年度井手町一般会計補正予算（第4回）を採決します。

議案第64号は、原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（奥田俊夫） 挙手全員です。したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第17、議案第65号、令和7年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計補正予算（第2回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 仁木上下水道課長。

上下水道課長（仁木 崇） それでは、議案第65号、令和7年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計補正予算（第2回）につきましてご説明申し上げます。

令和7年度井手町の多賀地区簡易水道事業特別会計補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の規定であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,280万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,460万6,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

それでは、3ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括にてご説明申し上げます。今回補正のある箇所のみご説明申し上げます。

歳入であります。5款繰入金、補正前の額1,243万7,000円、補正額573万9,000円の減、計669万8,000円であります。

6款繰越金、補正前の額1,000円、補正額1,853万9,000円、計1,854万円であります。

以上、歳入合計、補正前の額7,180万6,000円、補正額1,280万円、計8,460万6,000円であります。

次のページをご覧ください。

歳出であります。1款業務費、補正前の額3,171万2,000円、補正額1,280万円、計4,451万2,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の1,280万円であります。

以上、歳出合計、補正前の額7,180万6,000円、補正額1,280万円、計8,460万6,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の1,280万円であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫）　質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫）　討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第65号、令和7年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計補正予算（第2回）を採決します。

議案第65号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（奥田俊夫）　挙手全員です。したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、次回は12月19日、午前10時から会議を開きます。大変ご苦労さまでした。

散会 午後 3時30分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 奥 田 俊 夫

署名議員 木 村 健 太

署名議員 田 中 保 美